

新旧対照表

【参考】新旧対照表作成に関わる条件

- ・ 新旧対照表には“防災計画の本質に関わる修正内容”を整理しています。(数値の更新、誤記の修正、送り仮名・漢字の統一、用語(名称)の統一・更新、接続詞・語尾の修正、その他意図が変わらない微修正、資料編・様式集に関わる修正等、防災計画の本質に関わる修正でない協議の必要のない修正は整理の対象外としています。)
- ・ 新文書で追加した事項を下線、旧文書で削除した事項を二重取り消し線で示しています。

【凡例】下線：追加、二重取り消し線：削除

No	頁	新文書(案)	旧文書														
1	新: 1-7	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p style="text-align: center;">自然と調和した基盤づくり</p> <p style="text-align: center;">治水事業の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">《 施策の指標 》</p> <p style="text-align: center;"><目標値></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・久保川改修事業 (%)</td> <td style="width: 50%;">・雨水管きよ整備事業 (m)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度 32.3</td> <td>平成27年度 8,100</td> </tr> <tr> <td>平成21年度 0.0(現状値)</td> <td>平成21年度 4,426(現状値)</td> </tr> </table> <p>《 施策の推進 》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 河川整備 2 雨水整備 3 雨水の有効利用の促進 </div> </div>	・久保川改修事業 (%)	・雨水管きよ整備事業 (m)	平成27年度 32.3	平成27年度 8,100	平成21年度 0.0(現状値)	平成21年度 4,426(現状値)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p style="text-align: center;">自然と調和した基盤づくり</p> <p style="text-align: center;">治水事業の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">《 施策の指標 》</p> <p style="text-align: center;"><目標値></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・久保川改修事業 (%)</td> <td style="width: 50%;">・雨水管きよ整備事業 (m)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度 32.3</td> <td>平成27年度 8,100</td> </tr> <tr> <td>平成22年度 12.1</td> <td>平成22年度 4,999</td> </tr> <tr> <td>平成16年度 0.0(現状値)</td> <td>平成16年度 1,520(現状値)</td> </tr> </table> <p>《 施策の推進 》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 河川整備 2 雨水整備 3 雨水の有効利用の促進 </div> </div>	・久保川改修事業 (%)	・雨水管きよ整備事業 (m)	平成27年度 32.3	平成27年度 8,100	平成22年度 12.1	平成22年度 4,999	平成16年度 0.0(現状値)	平成16年度 1,520(現状値)
・久保川改修事業 (%)	・雨水管きよ整備事業 (m)																
平成27年度 32.3	平成27年度 8,100																
平成21年度 0.0(現状値)	平成21年度 4,426(現状値)																
・久保川改修事業 (%)	・雨水管きよ整備事業 (m)																
平成27年度 32.3	平成27年度 8,100																
平成22年度 12.1	平成22年度 4,999																
平成16年度 0.0(現状値)	平成16年度 1,520(現状値)																

2	新: 1-7	<p style="text-align: center;">安全で安心な暮らしの確保</p> <p style="text-align: center;">防災体制の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>《 施策の指標 》</p> <p>＜目標値＞</p> <p>自主防災組織結成率 (%)</p> <p>平成 27 年度 90.0</p> <p>平成 24 年度 69.2(現状値)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>《 施策の推進 》</p> <p>1 地域防災計画の推進</p> <p>2 災害応急対策の充実</p> <p>3 防災意識の普及・高揚</p> <p>4 危機管理体制の整備</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">消防・救急体制の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>《 施策の指標 》</p> <p>＜目標値＞</p> <p>出火率 (件)</p> <p>平成 27 年度 3.0 以下</p> <p>平成 21 年度 3.3(現状値)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>救命率 (%)</p> <p>平成 27 年度 15.0 以上</p> <p>平成 21 年度 11.2(現状値)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>《 施策の推進 》</p> <p>1 初動消防力の強化</p> <p>2 救急業務体制の整備</p> <p>3 火災予防対策の推進</p> <p>4 庁舎建設等施設の充実</p> </td> </tr> </table>	<p>《 施策の指標 》</p> <p>＜目標値＞</p> <p>自主防災組織結成率 (%)</p> <p>平成 27 年度 90.0</p> <p>平成 24 年度 69.2(現状値)</p>	<p>《 施策の推進 》</p> <p>1 地域防災計画の推進</p> <p>2 災害応急対策の充実</p> <p>3 防災意識の普及・高揚</p> <p>4 危機管理体制の整備</p>	<p>《 施策の指標 》</p> <p>＜目標値＞</p> <p>出火率 (件)</p> <p>平成 27 年度 3.0 以下</p> <p>平成 21 年度 3.3(現状値)</p>	<p>救命率 (%)</p> <p>平成 27 年度 15.0 以上</p> <p>平成 21 年度 11.2(現状値)</p>	<p>《 施策の推進 》</p> <p>1 初動消防力の強化</p> <p>2 救急業務体制の整備</p> <p>3 火災予防対策の推進</p> <p>4 庁舎建設等施設の充実</p>	<p style="text-align: center;">安全で安心な暮らしの確保</p> <p style="text-align: center;">防災体制の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>《 施策の指標 》</p> <p>＜目標値＞</p> <p>自主防災組織結成率 (%)</p> <p>平成 27 年度 90.0</p> <p>平成 24 年度 69.2(現状値)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>《 施策の推進 》</p> <p>1 地域防災計画の推進</p> <p>2 災害応急対策の充実</p> <p>3 防災意識の普及・高揚</p> <p>4 危機管理体制の整備</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">消防・救急体制の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>《 施策の指標 》</p> <p>＜目標値＞</p> <p>出火率 (件)</p> <p>平成 27 年度 3.0 以下</p> <p>平成 22 年度 3.8 以下</p> <p>平成 16 年度 5.0(現状値)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>救命率 (%)</p> <p>平成 27 年度 15.0 以上</p> <p>平成 22 年度 10 以上</p> <p>平成 16 年度 6.7(現状値)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>《 施策の推進 》</p> <p>1 初動消防力の強化</p> <p>2 救急業務体制の整備</p> <p>3 火災予防対策の推進</p> <p>4 庁舎建設等施設の充実</p> </td> </tr> </table>	<p>《 施策の指標 》</p> <p>＜目標値＞</p> <p>自主防災組織結成率 (%)</p> <p>平成 27 年度 90.0</p> <p>平成 24 年度 69.2(現状値)</p>	<p>《 施策の推進 》</p> <p>1 地域防災計画の推進</p> <p>2 災害応急対策の充実</p> <p>3 防災意識の普及・高揚</p> <p>4 危機管理体制の整備</p>	<p>《 施策の指標 》</p> <p>＜目標値＞</p> <p>出火率 (件)</p> <p>平成 27 年度 3.0 以下</p> <p>平成 22 年度 3.8 以下</p> <p>平成 16 年度 5.0(現状値)</p>	<p>救命率 (%)</p> <p>平成 27 年度 15.0 以上</p> <p>平成 22 年度 10 以上</p> <p>平成 16 年度 6.7(現状値)</p>	<p>《 施策の推進 》</p> <p>1 初動消防力の強化</p> <p>2 救急業務体制の整備</p> <p>3 火災予防対策の推進</p> <p>4 庁舎建設等施設の充実</p>
<p>《 施策の指標 》</p> <p>＜目標値＞</p> <p>自主防災組織結成率 (%)</p> <p>平成 27 年度 90.0</p> <p>平成 24 年度 69.2(現状値)</p>	<p>《 施策の推進 》</p> <p>1 地域防災計画の推進</p> <p>2 災害応急対策の充実</p> <p>3 防災意識の普及・高揚</p> <p>4 危機管理体制の整備</p>												
<p>《 施策の指標 》</p> <p>＜目標値＞</p> <p>出火率 (件)</p> <p>平成 27 年度 3.0 以下</p> <p>平成 21 年度 3.3(現状値)</p>	<p>救命率 (%)</p> <p>平成 27 年度 15.0 以上</p> <p>平成 21 年度 11.2(現状値)</p>	<p>《 施策の推進 》</p> <p>1 初動消防力の強化</p> <p>2 救急業務体制の整備</p> <p>3 火災予防対策の推進</p> <p>4 庁舎建設等施設の充実</p>											
<p>《 施策の指標 》</p> <p>＜目標値＞</p> <p>自主防災組織結成率 (%)</p> <p>平成 27 年度 90.0</p> <p>平成 24 年度 69.2(現状値)</p>	<p>《 施策の推進 》</p> <p>1 地域防災計画の推進</p> <p>2 災害応急対策の充実</p> <p>3 防災意識の普及・高揚</p> <p>4 危機管理体制の整備</p>												
<p>《 施策の指標 》</p> <p>＜目標値＞</p> <p>出火率 (件)</p> <p>平成 27 年度 3.0 以下</p> <p>平成 22 年度 3.8 以下</p> <p>平成 16 年度 5.0(現状値)</p>	<p>救命率 (%)</p> <p>平成 27 年度 15.0 以上</p> <p>平成 22 年度 10 以上</p> <p>平成 16 年度 6.7(現状値)</p>	<p>《 施策の推進 》</p> <p>1 初動消防力の強化</p> <p>2 救急業務体制の整備</p> <p>3 火災予防対策の推進</p> <p>4 庁舎建設等施設の充実</p>											
3	新: 1-8	<p>第2 防災ビジョン</p> <p>災害が発生しやすい我が国にあって、県下でも多くの人口、高度化した土地利用等の社会条件を併せ持つ本市において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。</p> <p>特に、現在においては、首都圏では比較的切迫性の高い東京湾北部地震や広域的な被害が想定される南海トラフ巨大地震、また、発生した場合は本市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる関東平野北西縁断層帯地震や、大規模風水害による大きな被害が懸念されるなど、市域における防災対策の一層の充実強化が求められている。</p> <p>災害の予防及び被害軽減を図るためには、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、本市及び防災関係機関が相互に連携し、最善の対策をとることが必要である。また、周到かつ十分な災害予防対策、迅速かつ円滑な災害応急対策、適切かつ速やかな災害復旧・復興に向け、それぞれが業務・事業を継続していく必要がある。</p>	<p>第2 防災ビジョン</p> <p>災害が発生しやすい我が国にあって、県下でも多くの人口、高度化した土地利用等の社会条件を併せ持つ本市において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。</p> <p>特に、現在においては、首都圏では比較的切迫性の高い東京湾北部地震や起きても不思議でない東海地震、また、発生した場合は本市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる直下型地震や、大規模風水害による大きな被害が懸念されるなど、市域における防災対策の一層の充実強化が求められている。</p> <p>災害の予防及び被害軽減を図るためには、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、本市及び防災関係機関が相互に連携し、最善の対策をとることが必要であり、それぞれが積極的かつ計画的に行動するとともに、相互協力を積み重ね、災害の予防及び被害軽減を実現していくよう努めなければならない。</p> <p>しかしながら、防災対策は、阪神淡路大震災やその後の大規模地震での教訓</p>										

しかしながら、これらの防災対策は、阪神淡路大震災やその後の大規模地震での教訓からも分かるように、決して行政の力だけでできるものでなく、市民や事業者、民間団体（以下、総称して市民）との協働があつて初めてなし得るものである。また、本市総合計画においても市民との協働がまちづくりの大きな目標として掲げられている。

以上から、本市の防災対策の基本理念を「市民とともに作る安全で安心なまち川越」として、次に掲げる3つの方向性によりその実現を図るものとする。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員の任命など、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災対策を確立する必要がある。

《防災の基本理念》

市民とともに作る

安全で安心なまち川越

からも分かるように、決して行政の力だけでできるものでなく、市民の協働があつて初めてなし得るものである。また、本市総合計画においても市民との協働がまちづくりの大きな目標として掲げられている。

以上から、本市の防災対策の基本理念を「市民とともに作る安全で安心なまち川越」として、次に掲げる3つの方向性によりその実現を図るものとする。

《防災の基本理念》

市民とともに作る

安全で安心なまち川越

《 防災まちづくりの推進 》

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、避難所等に利用される公共建築物の耐震化、老朽建築物の耐震不燃化及び防災性・防火性を考慮した都市緑地の整備及び避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

《 災害時に即応できる防災体制の整備 》

災害時における迅速な初動組織体制の立ち上げ、広域応援の要請及び受入れ、二次災害の防止、被災者の生活確保、帰宅困難者の支援、並びに社会経済活動の早期回復を図るため、防災拠点における緊急時の組織的な対応能力を強化するとともに、他の防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

《 自助、共助、公助の適切な 役割分担による防災体制の推進 》

災害時の被害を軽減する上で、市民の日ごろからの災害への備えと的確な組織的対応が大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところであり、特に、高齢者、障害者、乳幼児などの災害時要援護者に対する災害支援においては、自主防災組織をはじめとする地域コミュニティの協力が不可欠である。

そのため、本市は、自主防災組織の育成及び強化、市民の防災に対する意識及び知識の普及啓発を図り、市民と行政の協働による防災体制の整備を推進する。

《 防災まちづくりの推進 》

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、避難所等に利用される公共建築物の耐震化、老朽建築物の耐震不燃化及び防災性を考慮した都市緑地の整備及び避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

《 災害時に即応できる防災体制の整備 》

災害時における迅速な初動組織体制の立ち上げ、広域応援の要請及び受入れ、二次災害の防止、被災者の生活確保並びに社会経済活動の早期回復を図るため、防災拠点における緊急時の組織的な対応能力を強化するとともに、他の防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

《 自助、共助、公助の適切な 役割分担による防災体制の推進 》

災害時の被害を軽減する上で、市民や事業所の日ごろからの災害への備えと的確な組織的対応が大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところであり、特に、高齢者、障害者などの災害時要援護者に対する災害支援においては、自主防災組織をはじめとする地域コミュニティの協力が不可欠である。

そのため、本市は、自主防災組織の育成及び強化、市民の防災に対する意識及び知識の普及啓発を図り、市民と行政の協働による防災体制の整備を推進する。

4	新: 1-16	<p>【東京管区气象台（熊谷地方气象台）】</p> <p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する こと。</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る。)及び水象の予報、<u>注意報、警 報、特別警報</u>に関すること。</p> <p>(3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。</p> <p>(4) 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発 表に関すること。</p>	<p>【東京管区气象台（熊谷地方气象台）】</p> <p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する こと。</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る。)及び水象の予報及び警報に関 すること。</p> <p>(3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。</p> <p>(4) 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発 表に関すること。</p>
5	新: 1-23	<p>第1 平常時から実施する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>①防災に関する知識の習得</p> <p>②災害教訓の伝承</p> <p>③地域固有の災害特性の理解及び認識</p> <p>④家屋等の耐震性の推進及び家具の転倒防止対策</p> <p>⑤家屋等の風水害対策</p> <p>⑥ブロック塀等の改修及び生垣化</p> <p>⑦火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置</p> <p>⑧避難場所及び避難路の確認</p> <p>⑨災害時の家庭内の連絡体制の決定</p> <p>⑩<u>3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー</u>等生活必需品 等の備蓄</p> <p>⑪非常用持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</p> <p>⑫各種防災訓練の参加</p> </div>	<p>第1 平常時から実施する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>①防災に関する知識の習得</p> <p>②地域固有の災害特性の理解及び認識</p> <p>③家屋等の耐震性の推進及び家具の転倒防止対策</p> <p>④家屋等の風水害対策</p> <p>⑤ブロック塀等の改修及び生垣化</p> <p>⑥火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置</p> <p>⑦避難場所及び避難路の確認</p> <p>⑧飲料水、食料、生活必需品等生活必需品等の備蓄</p> <p>⑨各種防災訓練の参加</p> </div>
6	新: 1-23	<p>第2 発災時に実施すべき事項</p>	<p>第2 発災時に実施すべき事項</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ①自らの身の安全の確保 ②正確な情報の把握及び伝達 ③出火防止措置及び初期消火の実施 ④家族の安否確認 ⑤適切な避難の実施 ⑥組織的な応急復旧活動への参加及び協力 	<ul style="list-style-type: none"> ①正確な情報の把握及び伝達 ②出火防止措置及び初期消火の実施 ③家族の安否確認 ④適切な避難の実施 ⑤組織的な応急復旧活動への参加及び協力
7	新: 1-24	<p>自治会等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。</p> <p><u>なお、地域における生活者の多様な視点を反映した地域の防災力向上を図るため、自主防災組織における女性の参画を促進する。</u></p>	<p>自治会等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。</p>
8	新: 1-24	<p>第1 平常時から実施する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①防災に関する知識の普及及び啓発 ②地域危険箇所の把握 ③避難所及び避難路の確認 ④地区内の災害時要援護者の把握 ⑤災害時要援護者等の支援体制の整備 ⑥消火訓練の実施 ⑦水防訓練の実施 ⑧避難誘導訓練の実施 ⑨救援救護訓練の実施 ⑩地元商店街等との連携 ⑪防災資機材の備蓄及び管理 	<p>第1 平常時から実施する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①防災に関する知識の普及及び啓発 ②地域危険箇所の把握 ③避難所及び避難路の確認 ④地区内の災害時要援護者の把握 ⑤消火訓練の実施 ⑥水防訓練の実施 ⑦避難誘導訓練の実施 ⑧救援救護訓練の実施 ⑨地元商店街等との連携 ⑩防災資機材の備蓄及び管理
9	新: 1-52	<p>1. 1 想定地震</p> <p>埼玉県では、これまでに地震被害想定調査を<u>5</u>回実施している。平成<u>25</u>年度</p>	<p>1. 1 想定地震</p> <p>埼玉県では、これまでに地震被害想定調査を4回実施している。平成19年度</p>

に実施した5回目の地震被害想定調査は、最近までに国が実施した活断層調査や首都圏での大規模な地下の調査などにより、埼玉県周辺の地震の起こり方や揺れの伝わり方の知見がこれまでよりもかなり得られるようになったこと、また、前回調査から6年が経過したことによる県内の社会的状況の変化を受けて行われたものである。

今回、埼玉県が対象とした想定地震は、以下の5つの地震を選定している。

■想定地震の概要

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震
茨城県南部地震	7.3	
元禄型関東地震	8.2	
立川断層帯による地震	7.4	活断層で発生する地震
関東平野北西縁断層帯による地震	8.1	

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成19年9月、埼玉県

に実施した4回目の地震被害想定調査は、最近までに国が実施した活断層調査や首都圏での大規模な地下の調査などにより、埼玉県周辺の地震の起こり方や揺れの伝わり方の知見がこれまでよりもかなり得られるようになったこと、また、前回調査から10年が経過したことによる県内の社会的状況の変化を受けて行われたものである。

今回、埼玉県が対象とした想定地震は、~~国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして~~、以下の5つの地震を選定している。

■想定地震の概要

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震
茨城県南部地震	7.3	
立川断層帯による地震	7.4	
深谷断層による地震	7.5	活断層で発生する地震
綾瀬川断層による地震	6.9	

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成19年9月、埼玉県

10 新: 埼玉県が想定した5地震による本市への被害の発生状況を見ると、最も大きな被害をもたらす地震は「関東平野北西縁断層帯による地震」である。
「関東平野北西縁断層帯による地震」が発生した場合、本市における最大震度は7と予想されており、それに伴う被害程度は以下のとおりである。
建築物被害は、全壊数が608棟、半壊数が4,213棟、焼失数が564棟と予想されている。
人的被害については、死者数が31人、負傷者数が815人と予想されている。避難者数(1日後)は、28,663人、帰宅困難者数は25,953人と予想されている。
ライフラインの被害については、上水道の断水人口が99,550人となっている。
また、最も切迫性の高い地震と想定される「東京湾北部地震」が発生した場合、本市における最大震度は6弱と予想されており、それに伴う被害程度は以下

埼玉県が想定した5地震による本市への被害の発生状況を見ると、最も大きな被害をもたらす地震は「綾瀬川断層による地震」である。
「綾瀬川断層による地震」が発生した場合、本市における最大震度は6強と予想されており、それに伴う被害程度は以下のとおりである。
建築物被害は、全壊数が608棟、半壊数が4,213棟、焼失数が564棟と予想されている。
人的被害については、死者数が31人、負傷者数が815人と予想されている。避難者数(1日後)は、28,663人、帰宅困難者数は25,953人と予想されている。
ライフラインの被害については、上水道の断水人口が99,550人となっている。
また、最も切迫性の高い地震と想定される「東京湾北部地震」が発生した場合、本市における最大震度は6強と予想されており、それに伴う被害程度は以下

のとおりである。

建築物被害は、全壊数が253棟、半壊数が2,062棟、焼失数が75棟と予想されている。

人的被害については、死者数が9人、負傷者数が356人と予想されている。避難者数（1日後）は28,388人、帰宅困難者数は59,617人と予想されている。

ライフラインの被害については、上水道の断水人口が110,583人となっている。

項目		想定地震	東京湾北部地震	茨城県南部地震	立川断層帯による地震	関東平野北西縁断層帯による地震
本市の最大震度（計測震度）			5.6	5.8	5.8	6.7
建物被害 (棟)	全壊数		253	104	105	608
	半壊数		2,062	681	995	4,213
	焼失数	冬18時,8m/s	75	1	1	564
人的被害 (人)	死者数	夏12時,8m/s	5	1	2	14
		冬5時,8m/s	9	1	2	31
		冬18時,8m/s	8	2	4	25
	負傷者数	夏12時,8m/s	216	68	126	480
		冬5時,8m/s	356	98	151	815
		冬18時,8m/s	309	98	184	696
1日後避難者数（人）	冬18時,8m/s	28,388	13,489	8,517	28,663	
帰宅困難者数（人）	夏12時	59,617	51,074	55,302	25,953	
ライフライン	上水道(断水人口)	110,583	53,302	31,222	99,550	

のとおりである。

建築物被害は、全壊数が253棟、半壊数が2,062棟、焼失数が75棟と予想されている。

人的被害については、死者数が9人、負傷者数が356人と予想されている。避難者数（1日後）は28,388人、帰宅困難者数は59,617人と予想されている。

ライフラインの被害については、上水道の断水人口が110,583人となっている。

項目		想定地震	東京湾北部地震	茨城県南部地震	立川断層帯による地震	綾瀬川断層帯による地震
本市の最大震度（計測震度）			6.0	5.8	5.8	6.1
建物被害 (棟)	全壊数		253	104	105	608
	半壊数		2,062	681	995	4,213
	焼失数	冬18時,8m/s	75	1	1	564
人的被害 (人)	死者数	夏12時,8m/s	5	1	2	14
		冬5時,8m/s	9	1	2	31
		冬18時,8m/s	8	2	4	25
	負傷者数	夏12時,8m/s	216	68	126	480
		冬5時,8m/s	356	98	151	815
		冬18時,8m/s	309	98	184	696
1日後避難者数（人）	冬18時,8m/s	28,388	13,489	8,517	28,663	
帰宅困難者数（人）	夏12時	59,617	51,074	55,302	25,953	
ライフライン	上水道(断水人口)	110,583	53,302	31,222	99,550	

11 新:
1-54
後

(削除)

第2 本市における被害想定

2.1 想定地震

2.2 想定結果

2.1 想定地震

本市では、前述した県レベルの地震被害想定に対し、本市に対して最も影響を及ぼすと考えられる本市の直下で大規模地震が発生した場合を想定し、地震被害想定を実施した。

「首都直下地震対策専門調査会」（中央防災会議、2004年）では、想定する地震としてM7.0以上の地震は、その規模に相当する長さの活断層等が認められる場所で発生する可能性があるとして取り扱っている。一方、地震に対応する活断層が地表で認められない地震の規模の上限については、学術的な議論がされているところであるが、過去の例を踏まえるとM6台の最大級であるM6.9の地震を想定するとしている。

そのため、本市直下の想定地震については、中央防災会議にならい、次表に示すとおりM6.9の規模の地震を設定した。この規模の地震は、震源断層の長さとして17km程度となり、本市直下が震源とすれば市域を包括する震源域となることから、深さ5kmの位置に一様に震源があるものと設定した。

■想定地震の震源諸元

項目	値
マグニチュードM	6.9
断層上端の地震基盤上面からの深さ d (km)	5.0
地震モーメントM ₀ (dyn・cm)	5.85 × 1,025
モーメントマグニチュードM _w	6.6
震源位置	市域下一様分布

出典) 「川越市における直下型地震の被害想定調査等業務 報告書」
平成 19 年 3 月、東洋大学工業技術研究所

■被害予測項目

項目	予測内容
----	------

			地震動	震度																																
			液状化	液状化危険度																																
			建物被害	全壊数、半壊数																																
			人的被害	死者数（火災規模別）、負傷者数、避難者数																																
12	新: 1-54 後	(削除)	<p>2.2 想定結果</p> <p>本市直下でマグニチュード 6.9 の地震が発生した場合の被害は、下表のような結果となっている。この中で、人的被害は平成 18 年の人口に基づいて予測されているが、本市の人口は平成 18 年から平成 20 年にかけて微増傾向にあることから、平成 18 年と 20 年の人口比を用いて予測結果を補正し、平成 20 年における人的被害の想定結果とした。</p> <p>市域における最大震度は 6 強と予測され、建物被害は全壊 4,966 棟、半壊 18,085 棟となる。人的被害については、死者数は最大で 880 人、負傷者数は重傷者 772 人、軽傷者 14,912 人、避難者数は 70,143 人と予測されている。</p> <p>■想定結果（本市関連）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項 目</th> <th colspan="2">想定地震</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>本市直下型地震</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">本市の最大震度</td> <td>計測震度</td> <td>6.2</td> <td rowspan="2">震度幅（5.6～6.2）</td> </tr> <tr> <td>震度階</td> <td>6強</td> <td>震度幅（6弱～6強）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害 (棟)</td> <td colspan="2">全壊数</td> <td>4,966</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">半壊数</td> <td>18,085</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人的被害 (人)</td> <td rowspan="3">死者数 (火災規模別)</td> <td>大規模火災</td> <td>880</td> <td rowspan="3">人的被害の数値は、報告書で用いた H18 年 1 月 1 日現在の人口を、人口比(H20/H18)を用いて H20 年 1 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>中規模火災</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>小規模火災</td> <td>106</td> </tr> </tbody> </table>		項 目		想定地震		備考	本市直下型地震		本市の最大震度		計測震度	6.2	震度幅（5.6～6.2）	震度階	6強	震度幅（6弱～6強）	建物被害 (棟)	全壊数		4,966		半壊数		18,085	人的被害 (人)	死者数 (火災規模別)	大規模火災	880	人的被害の数値は、報告書で用いた H18 年 1 月 1 日現在の人口を、人口比(H20/H18)を用いて H20 年 1 月 1 日	中規模火災	298	小規模火災	106
項 目		想定地震		備考																																
		本市直下型地震																																		
本市の最大震度		計測震度	6.2	震度幅（5.6～6.2）																																
		震度階	6強		震度幅（6弱～6強）																															
建物被害 (棟)	全壊数		4,966																																	
	半壊数		18,085																																	
人的被害 (人)	死者数 (火災規模別)	大規模火災	880	人的被害の数値は、報告書で用いた H18 年 1 月 1 日現在の人口を、人口比(H20/H18)を用いて H20 年 1 月 1 日																																
		中規模火災	298																																	
		小規模火災	106																																	

									<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">負傷者数</td> <td>重傷者</td> <td>772</td> <td rowspan="3">現在に補正した値である。</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>14,912</td> </tr> <tr> <td colspan="2">避難者数</td> <td>70,143</td> </tr> </table>	負傷者数	重傷者	772	現在に補正した値である。	軽傷者	14,912	避難者数		70,143																					
負傷者数	重傷者	772	現在に補正した値である。																																				
	軽傷者	14,912																																					
避難者数		70,143																																					
									<p>出典)「川越市における直下型地震の被害想定調査等業務 報告書」 平成 19 年 3 月、東洋大学工業技術研究所</p>																														
13	新: 1-61	<p>2.2 本市の応急対策の目標フレーム</p> <p>本市及び埼玉県がこれまでに実施した地震被害想定結果によると、想定される地震の中で本市に最も大きな被害をもたらすと考えられるのは「<u>関東平野北西縁断層帯地震</u>」が発生した場合である。</p> <p>しかし、「<u>関東平野北西縁断層帯地震</u>」に対応可能な対策を短期間で整備することは、その被害規模の大きさから容易ではない。</p> <p>そのため、本市の震災対策は、埼玉県の地域防災計画等を参考に、想定される地震の中では本市に与える被害の程度は「<u>関東平野北西縁断層帯地震</u>」より低いものの、より発生の切迫性が高いと考えられている「<u>東京湾北部地震</u>」を当面の対策目標とし、最終的な対策目標を「<u>関東平野北西縁断層帯地震</u>」におくものとする。</p> <p>本市が対策の目標とする各想定地震の震災規模は、次に示すとおりである。</p>						<p>2.2 本市の応急対策の目標フレーム</p> <p>本市及び埼玉県がこれまでに実施した地震被害想定結果によると、想定される地震の中で本市に最も大きな被害をもたらすと考えられるのは「本市直下型地震」が発生した場合である。</p> <p>しかし、「本市直下型地震」の発生原因となる活断層の存在は、現状では明確にされていない状況であり（ただし、これまでに活断層の存在が報告されていない地域でも、「2008年（平成20年）岩手・宮城内陸地震」の例からとも言えるように、発生の可能性を考慮することは必要である。）また、「本市直下型地震」に対応可能な対策を短期間で整備することは、その被害規模の大きさから容易ではない。</p> <p>そのため、本市の震災対策は、埼玉県の地域防災計画等を参考に、想定される地震の中では本市に与える被害の程度は「本市直下型地震」より低いものの、より発生の切迫性が高いと考えられている「<u>東京湾北部地震</u>」を当面の対策目標とし、最終的な対策目標を「<u>本市直下型地震</u>」におくものとする。</p> <p>本市が対策の目標とする各想定地震の震災規模は、次に示すとおりである。</p>																															
14	新: 1-62	<p>■本市が対策目標とする震災規模</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>想定地震</th> <th>当面の対策目標 (東京湾北部地震)</th> <th>最終の対策目標 (<u>関東平野北西縁断層帯地震</u>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>マグニチュード</td> <td>7.3</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本市の最大震度 (震度階級)</td> <td>6 弱</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>建物被害</td> <td>揺れ+ 木造 全壊数</td> <td>214棟 (0.3%)</td> <td>4,673棟 (5.6%)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	想定地震	当面の対策目標 (東京湾北部地震)	最終の対策目標 (<u>関東平野北西縁断層帯地震</u>)		マグニチュード	7.3	8.1		本市の最大震度 (震度階級)	6 弱	7	建物被害	揺れ+ 木造 全壊数	214棟 (0.3%)	4,673棟 (5.6%)					<p>■本市が対策目標とする震災規模</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>想定地震</th> <th>当面の対策目標 (東京湾北部地震)</th> <th>最終の対策目標 (<u>本市直下型地震</u>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>マグニチュード</td> <td>7.3</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本市の最大震度 (震度階級)</td> <td>6 強</td> <td>6 強</td> </tr> <tr> <td>建物被害</td> <td>揺れ+ 木造 全壊数</td> <td>214棟 (0.3%)</td> <td>4,673棟 (5.6%)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	想定地震	当面の対策目標 (東京湾北部地震)	最終の対策目標 (<u>本市直下型地震</u>)		マグニチュード	7.3	6.9		本市の最大震度 (震度階級)	6 強	6 強	建物被害	揺れ+ 木造 全壊数	214棟 (0.3%)	4,673棟 (5.6%)
項目	想定地震	当面の対策目標 (東京湾北部地震)	最終の対策目標 (<u>関東平野北西縁断層帯地震</u>)																																				
	マグニチュード	7.3	8.1																																				
	本市の最大震度 (震度階級)	6 弱	7																																				
建物被害	揺れ+ 木造 全壊数	214棟 (0.3%)	4,673棟 (5.6%)																																				
項目	想定地震	当面の対策目標 (東京湾北部地震)	最終の対策目標 (<u>本市直下型地震</u>)																																				
	マグニチュード	7.3	6.9																																				
	本市の最大震度 (震度階級)	6 強	6 強																																				
建物被害	揺れ+ 木造 全壊数	214棟 (0.3%)	4,673棟 (5.6%)																																				

	液状化	非木造	半壊数	1,935棟 (2.2%)	16,991棟 (20.3%)
			全壊数	39棟 (0.2%)	293棟 (1.3%)
		半壊数	127棟 (0.6%)	1,094棟 (4.7%)	
		計	全壊数	253棟 (0.2%)	4,966棟 (4.6%)
			半壊数	2,062棟 (1.9%)	18,085棟 (16.9%)
	火災	焼失数 (条件A)	75棟 (0.1%)	—	
	人的被害	死者数 (条件B)	9人 (0.0%)	880人 (0.3%)	
		負傷者数 (条件B)	356人 (0.1%)	15,684人 (4.7%)	
	避難者数	1日後 (条件A)	28,388人 (8.5%)	70,143人 (21.0%)	
		4日後 (条件A)	22,721人 (6.8%)		
1か月後 (条件A)		2,496人 (0.8%)			
帰宅困難者数 (条件C)		59,617人 (17.8%)	—		
ライフライン	電力 (停電世帯数)	直後 (火災なし)	6,288世帯 (4.7%)	—	
		1日後 (条件A)	1,041世帯 (0.8%)	—	
	通信 (電話不通回線数) (条件A)		120世帯 (0.1%)	—	
	上水道 (断水人口)		110,583人 (33.1%)	—	
	下水道 (機能障害人口)		48,174人 (14.4%)	—	

注1) 建物被害欄中の () 内の%数字は、本市の各総建物数に対する割合 (%) を示す。

注2) 人的被害、避難者数、帰宅困難者数、ライフライン欄の () 内の%数字は、本市の総人口および総世帯数 (H20年1月1日現在 334,580人、134,427世帯) に対する割合 (%) を示す。

	液状化	非木造	半壊数	1,935棟 (2.2%)	16,991棟 (20.3%)
			全壊数	39棟 (0.2%)	293棟 (1.3%)
		半壊数	127棟 (0.6%)	1,094棟 (4.7%)	
		計	全壊数	253棟 (0.2%)	4,966棟 (4.6%)
			半壊数	2,062棟 (1.9%)	18,085棟 (16.9%)
	火災	焼失数 (条件A)	75棟 (0.1%)	—	
	人的被害	死者数 (条件B)	9人 (0.0%)	880人 (0.3%)	
		負傷者数 (条件B)	356人 (0.1%)	15,684人 (4.7%)	
	避難者数	1日後 (条件A)	28,388人 (8.5%)	70,143人 (21.0%)	
		4日後 (条件A)	22,721人 (6.8%)		
1か月後 (条件A)		2,496人 (0.8%)			
帰宅困難者数 (条件C)		59,617人 (17.8%)	—		
ライフライン	電力 (停電世帯数)	直後 (火災なし)	6,288世帯 (4.7%)	—	
		1日後 (条件A)	1,041世帯 (0.8%)	—	
	通信 (電話不通回線数) (条件A)		120世帯 (0.1%)	—	
	上水道 (断水人口)		110,583人 (33.1%)	—	
	下水道 (機能障害人口)		48,174人 (14.4%)	—	

注1) 建物被害欄中の () 内の%数字は、本市の各総建物数に対する割合 (%) を示す。

注2) 人的被害、避難者数、帰宅困難者数、ライフライン欄の () 内の%数字は、本市の総人口および総世帯数 (H20年1月1日現在 334,580人、134,427世帯) に対する割合 (%) を示す。

	<p>注3) 避難者数の想定方法は以下のとおりである。 「東京湾北部地震」：全壊、半壊、焼失建物の住民が避難所に避難する人数を予測し、さらに断水の状況により、断水世帯の住民が避難する人数を予測して、それらを合計した。 「関東平野北西縁断層帯地震」：全壊、半壊建物の住民が避難するものとした。</p> <p>注4) 東京湾北部地震では季節、時刻、風速を変えて被害想定を行っているため、項目により最大被害となるケースが異なる。記載している条件A～Cの内容は、次のとおりである。 条件A：冬18時、風速8m/sのとき 条件B：冬5時、風速8m/sのとき 条件C：夏12時のとき</p> <p>出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成19年9月、埼玉県</p> <p><u>このほか、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性についても想定し、備えを充実させる必要がある。</u></p>	<p>注3) 避難者数の想定方法は以下のとおりである。 「東京湾北部地震」：全壊、半壊、焼失建物の住民が避難所に避難する人数を予測し、さらに断水の状況により、断水世帯の住民が避難する人数を予測して、それらを合計した。 「本市直下型地震」：全壊、半壊建物の住民が避難するものとした。</p> <p>注4) 東京湾北部地震では季節、時刻、風速を変えて被害想定を行っているため、項目により最大被害となるケースが異なる。記載している条件A～Cの内容は、次のとおりである。 条件A：冬18時、風速8m/sのとき 条件B：冬5時、風速8m/sのとき 条件C：夏12時のとき</p> <p>出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成19年9月、埼玉県 「川越市における直下型地震の被害想定調査等業務 報告書」平成19年3月、東洋大学工業技術研究所</p>																
15	<p>新： 1-64</p> <p>第2 計画の目標</p> <p>本市における水害事例、国土交通省及び埼玉県が公表した浸水想定区域図から、本市に大きな被害を及ぼすおそれのある水害は、荒川の堤防が決壊した場合と考えられる（「本章 第1節 『第3 水害危険区域』」参照）。</p> <p>そのため、本計画は、荒川の堤防が決壊しはん濫した場合を前提に、その被害を最小限にとどめ、また早期復旧を可能とすることを目標として策定するものとする。</p> <p><u>このほか、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性についても想定し、備えを充実させる必要がある。</u></p>	<p>第2 計画の目標</p> <p>本市における水害事例、国土交通省及び埼玉県が公表した浸水想定区域図から、本市に大きな被害を及ぼすおそれのある水害は、荒川の堤防が決壊した場合と考えられる（「本章 第1節 『第3 水害危険区域』」参照）。</p> <p>そのため、本計画は、荒川の堤防が決壊しはん濫した場合を前提に、その被害を最小限にとどめ、また早期復旧を可能とすることを目標として策定するものとする。</p>																
16	<p>新： 1-66</p> <p>■本市に係る大規模事故災害の選定</p> <table border="1" data-bbox="264 1358 1205 1458"> <thead> <tr> <th>大区分</th> <th>小区分</th> <th>本市における発生の可能性</th> <th>対応の可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災</td> <td>大規模火災</td> <td>震災対策計画における想</td> <td>○ 震災・風水害対策で対応</td> </tr> </tbody> </table>	大区分	小区分	本市における発生の可能性	対応の可否	火災	大規模火災	震災対策計画における想	○ 震災・風水害対策で対応	<p>■本市に係る大規模事故災害の選定</p> <table border="1" data-bbox="1234 1358 2175 1458"> <thead> <tr> <th>大区分</th> <th>小区分</th> <th>本市における発生の可能性</th> <th>対応の可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災</td> <td>大規模火災</td> <td>震災対策計画における想</td> <td>○ 震災・風水害対策で対応</td> </tr> </tbody> </table>	大区分	小区分	本市における発生の可能性	対応の可否	火災	大規模火災	震災対策計画における想	○ 震災・風水害対策で対応
大区分	小区分	本市における発生の可能性	対応の可否															
火災	大規模火災	震災対策計画における想	○ 震災・風水害対策で対応															
大区分	小区分	本市における発生の可能性	対応の可否															
火災	大規模火災	震災対策計画における想	○ 震災・風水害対策で対応															

			定内容と同様と考えられる。		可能
		林野火災	大規模な森林はない。	×	—
危険物等災害	危険物等災害		市内に該当する事業所がある。	○	震災・風水害対策で対応可能
	高圧ガス災害		市内に該当する事業所がある。	○	震災・風水害対策で対応可能
	火薬類災害		市内に該当する事業所はない。	×	—
	毒物・劇物災害		市内に該当する事業所がある。	○	震災・風水害対策で対応可能
	サリン等による人身被害		テロ行為による危険性は低い <u>が</u> 、ゼロとはいえない。	△	国民保護法の対象として取り扱う。
放射性物質事故災害	核燃料物質使用許可事業所における事故		市内に該当する事業所はない。	×	—
	輸送事故		市内を通る関越自動車道、圏央道により核燃料物質が運ばれる。	○	本編で事故災害として取り扱う。
	市域外の原子力事故		<u>発生する可能性は低い</u> <u>が</u> 、 <u>ゼロとはいえない</u> 。	△	<u>本編で事故災害として取り扱う</u> 。
	人工衛星の落下		<u>発生する可能性はほとんどない</u> 。	×	—
農林水産災害	凍霜害		凍霜害が問題になる桑園、茶園はない。	×	—
	暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害		野菜、米、花きなどを中心に県内でも屈指の農業産出額を維持している。	○	地域防災計画の事故災害としては扱わない。
道路災害	地震や水害による道路災害		市内を関越自動車道、圏央道、国道 16 号、国道 254 号等の幹線道路が通る。	○	本編で事故災害として取り扱う。
	危険物積載車両の事故等による道路災害			○	
鉄道事故	鉄道事故		市内を東武東上線、西武新宿線及び JR 川越線が通る。	○	本編で事故災害として取り扱う。
航空機事故	航空機事故		本市に隣接して狭山市には航空自衛隊入間基地が	○	本編で事故災害として取り扱う。

			定内容と同様と考えられる。		可能
		林野火災	大規模な森林はない。	×	—
危険物等災害	危険物等災害		市内に該当する事業所がある。	○	震災・風水害対策で対応可能
	高圧ガス災害		市内に該当する事業所がある。	○	震災・風水害対策で対応可能
	火薬類災害		市内に該当する事業所はない。	×	—
	毒物・劇物災害		市内に該当する事業所がある。	○	震災・風水害対策で対応可能
	サリン等による人身被害		テロ行為による危険性は <u>少ない</u> がゼロとはいえない。	△	国民保護法の対象として取り扱う。
放射性物質事故災害	核燃料物質使用許可事業所における事故		市内に該当する事業所はない。	×	—
	輸送事故		市内を通る関越自動車道、圏央道により核燃料物質が運ばれる。	○	本編で事故災害として取り扱う。
	市域外の原子力事故		発生する可能性はほとんど考えられない 。	×	—
	人工衛星の落下			×	—
農林水産災害	凍霜害		凍霜害が問題になる桑園、茶園はない。	×	—
	暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害		野菜、米、花きなどを中心に県内でも屈指の農業産出額を維持している。	○	地域防災計画の事故災害としては扱わない。
道路災害	地震や水害による道路災害		市内を関越自動車道、圏央道、国道 16 号、国道 254 号等の幹線道路が通る。	○	本編で事故災害として取り扱う。
	危険物積載車両の事故等による道路災害			○	
鉄道事故	鉄道事故		市内を東武東上線、西武新宿線及び JR 川越線が通る。	○	本編で事故災害として取り扱う。
航空機事故	航空機事故		本市に隣接して狭山市には航空自衛隊入間基地がある。	○	本編で事故災害として取り扱う。

				ある。			文化財災害	文化財火災	本市には指定文化財がある。	○	震災・風水害対策で対応可能										
		文化財災害	文化財火災	本市には指定文化財がある。	○	震災・風水害対策で対応可能	<p>注1)「本市における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。 ○：発生する可能性がある。 △：発生する可能性は低いがある。 ×：発生する可能性はほとんどない。</p> <p>注2)「対応の可否」欄の「－」は、「対応の必要がないこと」を示す。</p>														
17	新： 1-67	■本市において発生が懸念される事故災害					■本市において発生が懸念される事故災害														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故災害</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路災害</td> <td>本市には、関越自動車道、圏央道、国道16号、国道254号及び国道407号などの幹線道路が通っている。本市が対象とする道路災害は、これら市内を通る幹線道路に対する災害を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>鉄道事故</td> <td>本市には、東武東上線、西武新宿線、JR川越線の各線が通っている。本市が対象とする鉄道事故は、これらの鉄道路線に対する事故を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>航空機事故</td> <td>本市に隣接する狭山市には、航空自衛隊入間基地がある。入間基地は、輸送機などを中心に約50機の航空機を保有しており、18個の部隊と約4,300名の隊員を擁する航空自衛隊最大級の基地である(参照「航空自衛隊入間基地ホームページ」)。本市が対象とする航空機事故災害は、隣接する航空自衛隊入間基地に係る航空機事故災害を主として、民間航空機事故についても対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>		事故災害	内容	道路災害	本市には、関越自動車道、圏央道、国道16号、国道254号及び国道407号などの幹線道路が通っている。本市が対象とする道路災害は、これら市内を通る幹線道路に対する災害を対象とする。	鉄道事故	本市には、東武東上線、西武新宿線、JR川越線の各線が通っている。本市が対象とする鉄道事故は、これらの鉄道路線に対する事故を対象とする。	航空機事故	本市に隣接する狭山市には、航空自衛隊入間基地がある。入間基地は、輸送機などを中心に約50機の航空機を保有しており、18個の部隊と約4,300名の隊員を擁する航空自衛隊最大級の基地である(参照「航空自衛隊入間基地ホームページ」)。本市が対象とする航空機事故災害は、隣接する航空自衛隊入間基地に係る航空機事故災害を主として、民間航空機事故についても対象とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故災害</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路災害</td> <td>本市には、関越自動車道、圏央道、国道16号、国道254号及び国道407号などの幹線道路が通っている。本市が対象とする道路災害は、これら市内を通る幹線道路に対する災害を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>鉄道事故</td> <td>本市には、東武東上線、西武新宿線、JR川越線の各線が通っている。本市が対象とする鉄道事故は、これらの鉄道路線に対する事故を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>航空機事故</td> <td>本市に隣接する狭山市には、航空自衛隊入間基地がある。入間基地は、輸送機などを中心に約50機の航空機を保有しており、18個の部隊と約4,300名の隊員を擁する航空自衛隊最大級の基地である(参照「航空自衛隊入間基地ホームページ」)。本市が対象とする航空機事故災害は、隣接する航空自衛隊入間基地に係る航空機事故災害を主として、民間航空機事故についても対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>		事故災害	内容	道路災害	本市には、関越自動車道、圏央道、国道16号、国道254号及び国道407号などの幹線道路が通っている。本市が対象とする道路災害は、これら市内を通る幹線道路に対する災害を対象とする。	鉄道事故	本市には、東武東上線、西武新宿線、JR川越線の各線が通っている。本市が対象とする鉄道事故は、これらの鉄道路線に対する事故を対象とする。	航空機事故	本市に隣接する狭山市には、航空自衛隊入間基地がある。入間基地は、輸送機などを中心に約50機の航空機を保有しており、18個の部隊と約4,300名の隊員を擁する航空自衛隊最大級の基地である(参照「航空自衛隊入間基地ホームページ」)。本市が対象とする航空機事故災害は、隣接する航空自衛隊入間基地に係る航空機事故災害を主として、民間航空機事故についても対象とする。
事故災害	内容																				
道路災害	本市には、関越自動車道、圏央道、国道16号、国道254号及び国道407号などの幹線道路が通っている。本市が対象とする道路災害は、これら市内を通る幹線道路に対する災害を対象とする。																				
鉄道事故	本市には、東武東上線、西武新宿線、JR川越線の各線が通っている。本市が対象とする鉄道事故は、これらの鉄道路線に対する事故を対象とする。																				
航空機事故	本市に隣接する狭山市には、航空自衛隊入間基地がある。入間基地は、輸送機などを中心に約50機の航空機を保有しており、18個の部隊と約4,300名の隊員を擁する航空自衛隊最大級の基地である(参照「航空自衛隊入間基地ホームページ」)。本市が対象とする航空機事故災害は、隣接する航空自衛隊入間基地に係る航空機事故災害を主として、民間航空機事故についても対象とする。																				
事故災害	内容																				
道路災害	本市には、関越自動車道、圏央道、国道16号、国道254号及び国道407号などの幹線道路が通っている。本市が対象とする道路災害は、これら市内を通る幹線道路に対する災害を対象とする。																				
鉄道事故	本市には、東武東上線、西武新宿線、JR川越線の各線が通っている。本市が対象とする鉄道事故は、これらの鉄道路線に対する事故を対象とする。																				
航空機事故	本市に隣接する狭山市には、航空自衛隊入間基地がある。入間基地は、輸送機などを中心に約50機の航空機を保有しており、18個の部隊と約4,300名の隊員を擁する航空自衛隊最大級の基地である(参照「航空自衛隊入間基地ホームページ」)。本市が対象とする航空機事故災害は、隣接する航空自衛隊入間基地に係る航空機事故災害を主として、民間航空機事故についても対象とする。																				

	<p>放射性物質事故災害</p> <p>核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されていないものの、本市にある関越自動車道を利用して新潟県内にある原子力発電所へ核燃料物質が運ばれることから、輸送に伴う事故の発生が考えられる。 また、市外での原子力事故の発生が考えられる。 本市が対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送に伴う放射性物質関連事故災害および市外での原子力事故の発生とする。</p>	<p>放射性物質事故災害</p> <p>核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されていないものの、本市にある関越自動車道路を利用して新潟県内にある原子力発電所へ核燃料物質が運ばれることから、輸送に伴う事故の発生が考えられる。 本市が対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送に伴う放射性物質関連事故災害とする。</p>
--	---	---

18 新:
2-3

1.1 防災的土地利用計画の推進
【都市計画課、都市整備課、建設管理課】

埼玉県では震災予防のまちづくりを総合的に推進するため「埼玉県震災予防のまちづくり条例」(平成14年3月29日)を制定している。また、本市でも「川越市都市計画マスタープラン」(平成12年3月)を策定したところであるが、平成21年7月に、改訂を実施し、「防災まちづくりの方針」から「安全・安心のまちづくりの方針」に改め、防災性及び防犯性の高い都市づくりを示している。

本市は、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」に配慮し、「安全・安心のまちづくりの方針」に従い各種事業を総合的に展開するとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、震災に強い都市づくりを推進する。

■防災都市づくりの体系

1.1 防災的土地利用計画の推進

【都市計画課、都市整備課】

埼玉県では震災予防のまちづくりを総合的に推進するため「埼玉県震災予防のまちづくり条例」(平成14年3月29日)を制定している。また、本市でも「川越市都市計画マスタープラン」(平成12年3月)を策定し、~~そのなかで~~「防災まちづくりの方針」を示している。

本市は、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」に配慮し、「~~防災~~まちづくりの方針」に従い各種事業を総合的に展開するとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、震災に強い都市づくりを推進する。

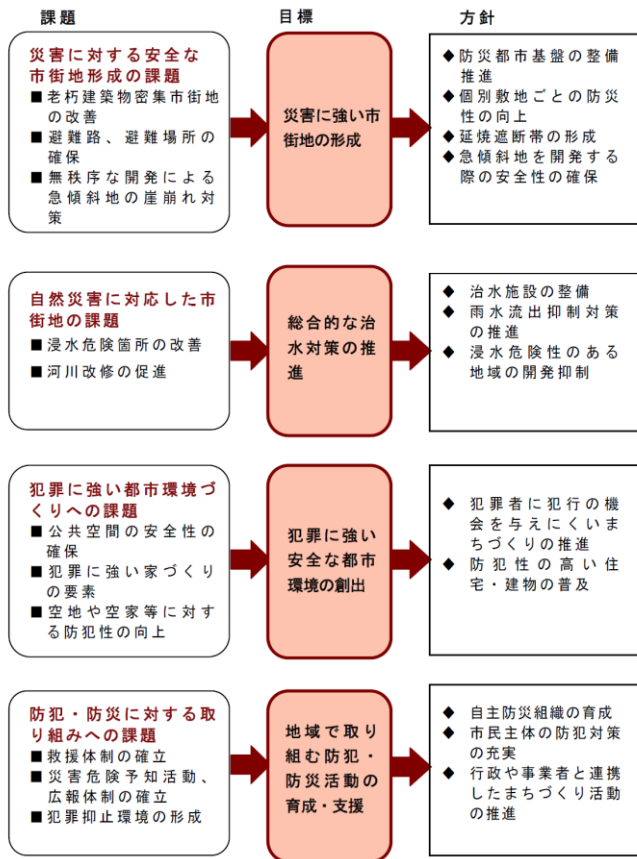
■防災都市づくりの体系

③ 川越市都市計画マスタープラン

本市では、市制100年となる平成34年（2022年）を目標年次として将来あるべき都市像やまちづくりの基本的方針である「都市計画マスタープラン」を策定している。

このなかで防災面からのまちづくりの課題を整理し、安全・安心に関する基本的な方向を次のように定めている。

■安全・安心のまちづくりの体系図



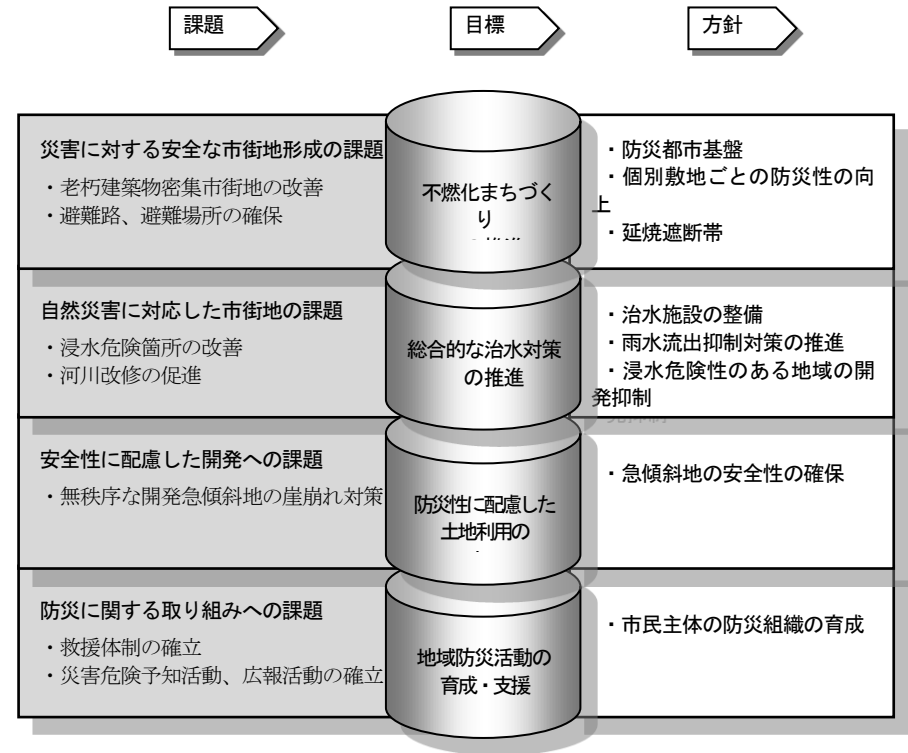
出典)「川越市都市計画マスタープラン」平成21年7月、川越市

③ 川越市都市計画マスタープラン

本市では、市制100年となる平成34年（2022年）を目標年次として将来あるべき都市像やまちづくりの基本的方針である「都市計画マスタープラン」を策定している。

このなかで防災面からのまちづくりの方針を次のように定めている。

■防災まちづくりの体系図



出典)「川越市都市計画マスタープラン」平成12年3月、川越市

20	新: 2-6	<p>② 土地区画整理事業の推進</p> <p>土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の増進を図り、安全で安心して暮らし、快適に住み続けられるまちづくりを進めるものであり、防災面からも有効な事業である。</p> <p>本市では、土地区画整理事業をこれまでに市及び組合施行等で20地区を完了しており、現在は、市施行で1地区を施行中である。</p> <p>今後、一般市街地の住環境の改善・整備を図るとともに、安全な市街地空間を形成するため、土地区画整理事業を計画的に推進する。</p>	<p>② 土地区画整理事業の推進</p> <p>土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の増進を図り、安全で安心して暮らし、快適に住み続けられるまちづくりを進めるものであり、防災面からも有効な事業である。</p> <p>本市では、土地区画整理事業をこれまでに市及び組合施行等で18地区を完了しており、現在は、市及び組合施行で9地区を施行中である。また、この他に都市計画決定された1地区について、事業化に向けて検討中である。</p> <p>今後、一般市街地の住環境の改善・整備を図るとともに、安全な市街地空間を形成するため、土地区画整理事業を計画的に推進する。</p>
21	新: 2-8	<p>③ 大規模盛土造成地の調査</p> <p><u>近年の大地震によって、人工盛土造成地における滑動崩落被害が相次いだ。そのため、大規模な人工盛土地盤の耐震対策に向けた調査が全国規模で実施されており、本市でも市内全域を対象に危害発生の可能性のある大規模盛土造成地の調査及び点検を進めている。</u></p> <p><u>今後、さらに調査を進め、危害発生のおそれ大きいと判断されるものについては、「造成宅地防災区域（宅地造成等規制法第20条第1項）」の適用について検討する。</u></p>	(新規)
22	新: 2-9	<p>(1) 都市公園の整備</p> <p>都市公園は、市民の健康維持・増進やレクリエーション活動の場として、潤いのある都市空間を形成するばかりでなく、地震災害時には火災の延焼防止の効果を有するとともに、避難場所や救援・救護活動の拠点として重要な役割を担っている。</p> <p>本市の都市公園は、平成25年3月31日現在で、295か所、約160haが整備され、市民一人当たりの都市公園面積は川越市都市公園条例が示す標準であるが、少子高齢化などの社会情勢に即応した公園整備がますます求められている。</p> <p>今後は、大規模な都市公園や身近な都市公園を適切に配置し、良好で魅力的なまちづくりを推進するとともに、近年の地震災害の教訓を踏まえ、災害時に</p>	<p>(1) 都市公園の整備</p> <p>都市公園は、市民の健康維持・増進やレクリエーション活動の場として、潤いのある都市空間を形成するばかりでなく、地震災害時には火災の延焼防止の効果を有するとともに、避難場所や救援・救護活動の拠点として重要な役割を担っている。</p> <p>本市の都市公園は、平成20年4月1日現在で、215か所、約150haが整備されているが、市民一人当たりの都市公園面積は埼玉県内の平均を下回っており、少子高齢化などの社会情勢に即応した公園整備がますます求められている。</p> <p>今後は、平成20年3月に改定された「川越市緑の基本計画改訂版」に基づき、大規模な都市公園や身近な都市公園を適切に配置し、良好で魅力的なまちづく</p>

		円滑な救援活動や物資輸送ができるよう、災害救援活動の拠点となる公園の整備に努める。	りを推進するとともに、近年の地震災害の教訓を踏まえ、災害時に円滑な救援活動や物資輸送ができるよう、災害救援活動の拠点となる公園の整備に努める。
23	新: 2-11	<p>2.1 建築物の耐震化</p> <p>2.2 道路、交通施設の安全対策</p> <p>2.3 河川施設の安全対策</p> <p>2.4 農業集落排水事業処理施設の安全対策</p> <p>2.5 倒壊物、落下物等の安全対策</p> <p>2.6 ライフライン施設の安全対策</p> <p>2.7 危険物施設等の安全対策</p>	<p>2.1 建築物の耐震化</p> <p>2.2 道路、交通施設の安全対策</p> <p>2.3 河川施設の安全対策</p> <p>2.4 倒壊物、落下物等の安全対策</p> <p>2.5 ライフライン施設の安全対策</p> <p>2.6 危険物施設等の安全対策</p>
24	新: 2-15	<p>② 西武鉄道(株)の予防対策</p> <p>西武鉄道(株)は、<u>災害予防対策計画として次の事項について定め、係員に周知徹底させておかなければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び構造物の耐震化 ・各施設の保守点検 ・職員に対する防災教育訓練 </div>	<p>② 西武鉄道(株)の予防対策</p> <p>西武鉄道(株)は、<u>交通施設の整備強化を図るとともに、安全輸送の確保に努めるため、次の方策を実施する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○駅舎・事業所の耐震性の確保 ○その他構造物の耐震性の調査及び補強工事 ・構造物の現況調査 ・橋梁補強工事 ・構造物補強工事 ・法面防護工事 </div>

25	新： 2-17	<p>2.4 農業集落排水事業処理施設の安全対策</p> <p style="text-align: right;">【農政課】</p> <p>集落排水施設は、農村地域住民の生活に密着した基本的なインフラであることから、大規模地震により施設が相当な被害を受けてその機能が停止した場合には、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼすこととなる。加えて、道路下の管路被害に起因する交通障害や汚水の流出による公共用水域の汚染等の二次災害を引き起こす危険性がある。このため、今後発生が予測される大規模地震に備えて、現実的な対応の中で被災を最小限に抑え、早期に施設機能の復旧を図る。</p>	(新規)
26	新： 2-34	<p>(3) 避難所運営マニュアルの整備</p> <p>円滑に避難所の運営ができるように、予め避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルを整備する。</p> <p>なお、避難所の運営に関し、役割分担を明確にし、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する必要があることから、マニュアルを整備する際は、女性の参画を推進する。</p>	(3) 避難所運営マニュアルの整備
27	新： 2-35	<p>(1) 避難所の整備</p> <p>(2) 避難場所の整備</p> <p>(3) 市民による空き地等の把握</p> <p>(4) 広域避難のための避難場所の利用</p> <p>(5) 福祉避難所の指定</p>	<p>(1) 避難所の整備</p> <p>(2) 避難場所の整備</p> <p>(3) 市民による空き地等の把握</p> <p>(4) 隣接市町の避難場所の利用</p> <p>(5) 福祉避難所の指定</p>
28	新： 2-37	<p>③ 避難所の収容能力</p> <p>本市が指定する避難所の収容可能人数は、避難所合計 31,510 人となっており、総人口の約 9.4%を占める。</p> <p>防災ブロック別の避難所の収容可能人数は、本庁地区が 11,120 人で最も多く、以下順に、高階地区の 4,650 人、霞ヶ関地区の 4,480 人、大東地区の 3,340</p>	<p>③ 避難所の収容能力</p> <p>本市が指定する避難所の収容可能人数は、避難所合計 31,510 人となっており、総人口の約 9.4%を占める。</p> <p>防災ブロック別の避難所の収容可能人数は、本庁地区が 11,120 人で最も多く、以下順に、高階地区の 4,650 人、霞ヶ関地区の 4,480 人、大東地区の 3,340</p>

人となっている。

地区ごとの人口に対する避難所の収容割合は、芳野地区が14.1%で最も高く、以下順に、霞ヶ関の12.1%、本庁地区の10.9%、古谷地区の10.2%、大東地区の10.1%となっている。

また、震災対策の目標に設定した東京湾北部地震及び関東平野北西縁断層帯地震による要避難者数に対する収容能力については以下のとおりである。

当面の対象目標である東京湾北部地震の場合、要避難者数28,388人に対しては、地区による過不足はあるものの全体的には全ての要避難者数の収容が可能である。

最終的な対策目標である関東平野北西縁断層帯地震の場合、要避難者数70,143人に対しては、要避難者の45%程度の収容にとどまっている。

ただし、避難所の収容者数は、学校の場合、収容場所を体育館に限定しており、普通教室の利用や避難所には指定されていない市内の公立以外の学校を利用することで、現在の避難所の収容者数31,510人の倍程度の人数は収容可能であると考えられる。これらに加えて、被災が想定されない地域の市町村との避難所の相互利用に関する防災協定の締結を進めることにより、関東平野北西縁断層帯地震に対しても、要避難者の収容は可能であると考えられる。

人となっている。

地区ごとの人口に対する避難所の収容割合は、芳野地区が14.1%で最も高く、以下順に、霞ヶ関の12.1%、本庁地区の10.9%、古谷地区の10.2%、大東地区の10.1%となっている。

また、震災対策の目標に設定した東京湾北部地震及び本市直下型地震による要避難者数に対する収容能力については以下のとおりである。

当面の対象目標である東京湾北部地震の場合、要避難者数28,388人に対しては、地区による過不足はあるものの全体的には全ての要避難者数の収容が可能である。

最終的な対策目標である本市直下型地震の場合、要避難者数70,143人に対しては、要避難者の45%程度の収容にとどまっている。

ただし、避難所の収容者数は、学校の場合、収容場所を体育館に限定しており、普通教室の利用や避難所には指定されていない市内の公立以外の学校を利用することで、現在の避難所の収容者数31,510人の倍程度の人数は収容可能であると考えられる。これらに加えて、周辺市町との防災協定に伴う避難所の相互利用を行うことにより、本市直下型地震に対しても、要避難者の収容は可能であると考えられる。

29 新:
2-38

■関東平野北西縁断層帯地震の要避難者数に対する避難所の収容能力

防災ブロック	人口 [A] (人)	収容可能人数		要避難者数		収容能力		
		[B] (人)	[B/ A] (%)	[a] (人)	[a/A] (%)	人数(人) [B-a]	割合(%) [B/a]	
本庁地区	中央	32,295	3,780	11.7	8,093	25.1	-4,313	47
	南	41,858	3,690	8.8	7,483	17.9	-3,793	49
	北	27,686	3,650	13.2	9,185	33.2	-5,535	40
	計	101,839	11,120	10.9	24,761	24.3	-13,641	45
芳野地区	5,316	750	14.1	1,916	36.0	-1,166	39	
古谷地区	11,013	1,120	10.2	4,369	39.7	-3,249	26	
南古谷地区	21,753	1,400	6.4	7,274	33.4	-5,874	19	
高階地区	50,980	4,650	9.1	7,814	15.3	-3,164	60	
福原地区	19,430	740	3.8	2,407	12.4	-1,667	31	

■本市直下型地震の要避難者数に対する避難所の収容能力

防災ブロック	人口 [A] (人)	収容可能人数		要避難者数		収容能力		
		[B] (人)	[B/ A] (%)	[a] (人)	[a/A] (%)	人数(人) [B-a]	割合(%) [B/a]	
本庁地区	中央	32,295	3,780	11.7	8,093	25.1	-4,313	47
	南	41,858	3,690	8.8	7,483	17.9	-3,793	49
	北	27,686	3,650	13.2	9,185	33.2	-5,535	40
	計	101,839	11,120	10.9	24,761	24.3	-13,641	45
芳野地区	5,316	750	14.1	1,916	36.0	-1,166	39	
古谷地区	11,013	1,120	10.2	4,369	39.7	-3,249	26	
南古谷地区	21,753	1,400	6.4	7,274	33.4	-5,874	19	
高階地区	50,980	4,650	9.1	7,814	15.3	-3,164	60	
福原地区	19,430	740	3.8	2,407	12.4	-1,667	31	

大東地区	33,198	3,340	10.1	4,972	15.0	-1,632	67
霞ヶ関地区	36,925	4,480	12.1	5,536	15.0	-1,056	81
霞ヶ関北地区	16,513	1,120	6.8	2,251	13.6	-1,131	50
名細地区	27,310	1,950	7.1	4,891	17.9	-2,941	40
山田地区	10,303	840	8.2	3,952	38.4	-3,112	21
合計	334,580	31,510	9.4	70,143	21.0	-38,633	45

注1)「要避難者数」は、「川越市における直下型地震の被害想定調査等業務 報告書」(平成19年3月、東洋大学工業技術研究所)による推定値(平成18年1月1日現在)を、平成20年1月1日現在の地区別人口の伸び率に応じて見直している。
注2)人口は、住民基本台帳(平成20年1月1日現在)による。

大東地区	33,198	3,340	10.1	4,972	15.0	-1,632	67
霞ヶ関地区	36,925	4,480	12.1	5,536	15.0	-1,056	81
霞ヶ関北地区	16,513	1,120	6.8	2,251	13.6	-1,131	50
名細地区	27,310	1,950	7.1	4,891	17.9	-2,941	40
山田地区	10,303	840	8.2	3,952	38.4	-3,112	21
合計	334,580	31,510	9.4	70,143	21.0	-38,633	45

注1)「要避難者数」は、「川越市における直下型地震の被害想定調査等業務 報告書」(平成19年3月、東洋大学工業技術研究所)による推定値(平成18年1月1日現在)を、平成20年1月1日現在の地区別人口の伸び率に応じて見直している。
注2)人口は、住民基本台帳(平成20年1月1日現在)による。

30 新:
2-41

② 避難場所の収容能力

本市の避難場所の収容能力は、次に示すとおりである。
本市の避難場所全体の収容能力は695,020人であり、最も多くの避難者が発生する「関東平野北西縁断層帯地震」による避難者数のもとより、本市の人口334,580人(平成20年1月1日現在)に対しても十分な収容能力を確保している。

■地区別人口に対する避難場所の収容能力 [平成20年1月1日現在]

防災ブロック	人口(A(人))	収容可能人数			要避難者数(関東平野北西縁断層帯地震)			
		B(人)	B-A(人)	B/A(%)	C(人)	C/A(%)	B-C(人)	B/C(%)
本庁地区	32,295	24,620	-7,675	76	8,093	25.1	16,527	304.2
中央	32,295	24,620	-7,675	76	8,093	25.1	16,527	304.2
南	41,858	40,330	-1,528	96	7,483	17.9	32,847	539.0
北	27,686	54,020	26,334	195	9,185	33.2	44,835	588.1
芳野地区	5,316	25,180	19,864	474	1,916	36.0	23,264	1,314.2
古谷地区	11,013	61,800	50,787	561	4,369	39.7	57,431	1,414.5
南古谷地区	21,753	26,560	4,807	122	7,274	33.4	19,286	365.1
高階地区	50,980	50,410	-570	99	7,814	15.3	42,596	645.1
福原地	19,430	44,080	24,650	227	2,407	12.4	41,673	1,831.3

② 避難場所の収容能力

本市の避難場所の収容能力は、次に示すとおりである。
本市の避難場所全体の収容能力は695,020人であり、最も多くの避難者が発生する「本市直下型地震」による避難者数のもとより、本市の人口334,580人(平成20年1月1日現在)に対しても十分な収容能力を確保している。

■地区別人口に対する避難場所の収容能力 [平成20年1月1日現在]

防災ブロック	人口(A(人))	収容可能人数			要避難者数(本市直下型地震)			
		B(人)	B-A(人)	B/A(%)	C(人)	C/A(%)	B-C(人)	B/C(%)
本庁地区	32,295	24,620	-7,675	76	8,093	25.1	16,527	304.2
中央	32,295	24,620	-7,675	76	8,093	25.1	16,527	304.2
南	41,858	40,330	-1,528	96	7,483	17.9	32,847	539.0
北	27,686	54,020	26,334	195	9,185	33.2	44,835	588.1
芳野地区	5,316	25,180	19,864	474	1,916	36.0	23,264	1,314.2
古谷地区	11,013	61,800	50,787	561	4,369	39.7	57,431	1,414.5
南古谷地区	21,753	26,560	4,807	122	7,274	33.4	19,286	365.1
高階地区	50,980	50,410	-570	99	7,814	15.3	42,596	645.1
福原地区	19,430	44,080	24,650	227	2,407	12.4	41,673	1,831.3
大東地区	33,198	193,930	160,732	584	4,972	15.0	188,958	3,900.4

区									
大東地区	33,198	193,930	160,732	584	4,972	15.0	188,958	3,900.4	
霞ヶ関地区	36,925	66,200	29,275	179	5,536	15.0	60,664	1,195.8	
霞ヶ関北地区	16,513	32,780	16,267	199	2,251	13.6	30,529	1,456.2	
名細地区	27,310	57,200	29,890	209	4,891	17.9	52,309	1,169.5	
山田地区	10,303	17,910	7,607	174	3,952	38.4	13,958	453.2	
合計	334,580	695,020	360,440	208	70,143	21.0	624,877	990.9	

注) 人口は、住民基本台帳（平成20年1月1日現在）による。

区									
霞ヶ関地区	36,925	66,200	29,275	179	5,536	15.0	60,664	1,195.8	
霞ヶ関北地区	16,513	32,780	16,267	199	2,251	13.6	30,529	1,456.2	
名細地区	27,310	57,200	29,890	209	4,891	17.9	52,309	1,169.5	
山田地区	10,303	17,910	7,607	174	3,952	38.4	13,958	453.2	
合計	334,580	695,020	360,440	208	70,143	21.0	624,877	990.9	

注) 人口は、住民基本台帳（平成20年1月1日現在）による。

31 新:
2-42

(4) 広域避難のための避難場所の利用
市は、市町村・都道府県の区域を越えた市外への被災者の避難、市内への被災者の受け入れを円滑に行うことができるよう、他自治体と協定締結の推進を図る。

このほか本市は、隣接する坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町と「災害時における相互応援に関する協定（平成10年6月1日）」を、さいたま市と「災害時の避難場所相互利用に関する協定（平成8年8月1日）」をそれぞれ締結している。

そのため、市域の周辺地域に住む住民が緊急措置として隣接市町への避難が望ましい場合、その逆の場合についても、それぞれの住民が円滑に避難できるように隣接市町との間で避難内容の確認等を行い、住民に周知する。

なお、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、現状では市内の避難所だけで要避難者すべてを収容することは困難であるため、これら協定による隣接市町の協力を得て、隣接市町の避難場所を利用することにより本市市民の避難所を確保するものとする。

(4) 隣接市町の避難場所の利用
本市は、隣接する坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町と「災害時における相互応援に関する協定（平成10年6月1日）」を、さいたま市と「災害時の避難場所相互利用に関する協定（平成8年8月1日）」をそれぞれ締結している。

そのため、市域の周辺地域に住む住民が緊急措置として隣接市町への避難が望ましい場合、その逆の場合についても、それぞれの住民が円滑に避難できるように隣接市町との間で避難内容の確認等を行い、住民に周知する。

なお、「本市直下型地震」が発生した場合、現状では市内の避難所だけで要避難者すべてを収容することは困難であるため、これら協定による隣接市町の協力を得て、隣接市町の避難場所を利用することにより本市市民の避難所を確保するものとする。

32 新:
2-46

阪神・淡路大震災では、これまでの想定を上回る規模の地震であったため、職員の動員、情報の収集・伝達などの初動体制、消防活動、救援・救護及び医療をはじめとする災害応急対策活動、広域的な連携体制、物資等の備蓄及び受入れ・搬送など様々な面で混乱が生じた。

本市においては、最も大きな被害をもたらすと考えられる関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、人的被害は、死者数が最大で880人、負傷者数は重傷者772人、軽傷者14,912人、避難者数は70,143人、建物被害は、全壊棟数4,966棟、半壊棟数18,085棟と大きな被害の発生が予測されている。

そのため、本市は、首都圏で発生が予想される地震のなかでは比較的切迫性

阪神・淡路大震災では、これまでの想定を上回る規模の地震であったため、職員の動員、情報の収集・伝達などの初動体制、消防活動、救援・救護及び医療をはじめとする災害応急対策活動、広域的な連携体制、物資等の備蓄及び受入れ・搬送など様々な面で混乱が生じた。

本市においては、最も大きな被害をもたらすと考えられる本市直下型地震が発生した場合、人的被害は、死者数が最大で880人、負傷者数は重傷者772人、軽傷者14,912人、避難者数は70,143人、建物被害は、全壊棟数4,966棟、半壊棟数18,085棟と大きな被害の発生が予測されている。

そのため、本市は、首都圏で発生が予想される地震のなかでは比較的切迫性

		<p>が高い東京湾北部地震や<u>関東平野北西縁断層帯地震</u>など、今後起こりえる地震災害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、阪神・淡路大震災が残した教訓を踏まえ、平常時からの備えを充実するとともに、地震発生直後の緊急対応力の強化を図り、震災に強い防災体制を構築する。</p> <p>震災に強い防災体制の整備は、以下の施策を柱として推進する。</p>	<p>が高い東京湾北部地震や<u>本市直下型地震</u>など、今後起こりえる地震災害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、阪神・淡路大震災が残した教訓を踏まえ、平常時からの備えを充実するとともに、地震発生直後の緊急対応力の強化を図り、震災に強い防災体制を構築する。</p> <p>震災に強い防災体制の整備は、以下の施策を柱として推進する。</p>
33	新： 2-49	<p>第1 災害活動体制の整備</p> <p>「<u>関東平野北西縁断層帯地震</u>」が発生した場合、本市における建物倒壊等の被害は広範囲にわたり、同時に多数の救急救助事象が発生するとともに、交通混乱等が被害の拡大をもたらすと予想される。</p> <p>このため、初動体制をはじめとした緊急対応体制の強化及び広域応援体制の強化による防災活動体制の整備を図る必要がある。</p> <p>災害活動体制の整備は、以下の施策により推進する。</p>	<p>第1 災害活動体制の整備</p> <p>「<u>本市直下型地震</u>」が発生した場合、本市における建物倒壊等の被害は広範囲にわたり、同時に多数の救急救助事象が発生するとともに、交通混乱等が被害の拡大をもたらすと予想される。</p> <p>このため、初動体制をはじめとした緊急対応体制の強化及び広域応援体制の強化による防災活動体制の整備を図る必要がある。</p> <p>災害活動体制の整備は、以下の施策により推進する。</p>
34	新： 2-50	<p>(2) 緊急参集システムの整備</p> <p>本市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員（警戒体制時に参集する職員）に対しては携帯電話を使用した緊急参集システム等により、すぐに指定場所に参集し災害対策活動を行えるか確認し、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進するものとする。</p>	<p>(2) 緊急参集システムの整備</p> <p>本市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員（準備体制、警戒体制時に参集する職員）に対しては携帯電話を使用した緊急参集システム等により、すぐに指定場所に参集し災害対策活動を行えるか確認し、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進するものとする。</p>
35	新： 2-50	<p>(1) 動員配備計画の作成</p> <p>災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ<u>的確</u>に実施するために必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、<u>災害の種類規模</u>、<u>交代要員と交代時期</u>を勘案し、より実効性の高い動員配備体制を整備しておくものとする。</p> <p>各所属長は配備区分に応じた動員配備計画及び伝達計画（平常勤務時、休日・退庁後）を作成し、市長に報告するものとする。防災危機管理課及び職員課は、この報告をもとに職員の動員配備のための対応計画を定めるものとする。</p>	<p>(1) 動員配備計画の作成</p> <p>災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ<u>適確</u>に実施するために必要な人員を動員配備するため、職員の居住地<u>及び</u>災害の種類規模を勘案し、より実効性の高い動員配備体制を整備しておくものとする。</p> <p>各所属長は配備区分に応じた動員配備計画及び伝達計画（平常勤務時、休日・退庁後）を作成し、市長に報告するものとする。防災危機管理課及び職員課は、この報告をもとに職員の動員配備のための対応計画を定めるものとする。</p>
36	新： 2-54	<p>(5) 事業者との協力体制の確立</p> <p>大規模災害時に市が行う応急対策業務に対し、市内の事業者から被災者に必要な飲料水、食料及び医療品等を積極的かつ優先的に供給を得られる体制を、平常時に確立しておく。併せて、石油類燃料等についても応急対策業務に必要な車両や避難所、防災用資機材の稼働に必要なため、市内石油販売事業者の協力を得られる体制を、平常時に確立しておく。</p> <p>本市と事業者との協力に関する協定の締結状況は、<u>次表</u>のとおりである。<u>な</u></p>	<p>(5) 事業者との協力体制の確立</p> <p>大規模災害時に市が行う応急対策業務に対し、市内の事業者から被災者に必要な飲料水、食料及び医療品等を積極的かつ優先的に供給を得られる体制を、平常時に確立しておく。併せて、石油類燃料等についても応急対策業務に必要な車両や避難所、防災用資機材の稼働に必要なため、市内石油販売事業者の協力を得られる体制を、平常時に確立しておく。</p> <p>本市と事業者との協力に関する協定の締結状況は、<u>以下</u>のとおりである。</p>

		お、次表に示す事業者は、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするため、災害時の事業活動の継続体制を、平常時に確立しておく。	
37	新： 2-60	② 防災拠点への配備 本市は、防災行政無線の整備を進めており、平常時における行政放送、地震災害時における非常通信手段として、市民生活に密着した無線の整備を行ってきたが、今後、防災中枢拠点と地域防災拠点、拠点避難所等との通信を確実なものとするため、これらの施設への移動系防災行政無線の配備を <u>設置</u> する。	② 防災拠点への配備 本市は、防災行政無線の整備を進めており、平常時における行政放送、地震災害時における非常通信手段として、市民生活に密着した無線の整備を行ってきたが、今後、防災中枢拠点と地域防災拠点、拠点避難所等との通信を確実なものとするため、これらの施設への移動系防災行政無線の配備を <u>検討</u> する。
38	新： 2-60	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○情報発信・広報に活用する機器 同報通信機能を有するファクシミリ通信</p> <p>○双方向の情報通信に活用する施設・機器 インターネット・ホームページの整備 <u>災害ブログ・ツイッター等のSNSの活用</u></p> <p>○主として災害時に被災地情報を迅速に収集する機器 携帯情報端末、衛星携帯電話</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○情報発信・広報に活用する機器 同報通信機能を有するファクシミリ通信</p> <p>○双方向の情報通信に活用する施設・機器 インターネット・ホームページの整備</p> <p>○主として災害時に被災地情報を迅速に収集する機器 携帯情報端末、衛星携帯電話</p> </div>
39	新： 2-62	③ 飲料水の確保 災害時の飲料水を確保するため、 <u>受・浄水場施設</u> 、災害用貯水タンク及び非常災害用井戸の整備を推進する。また、中高層住宅等においては、屋上や地下空間を利用した災害用貯水設備等の設置の促進に努める。 なお、本市では、 <u>受・浄水場施設</u> における配水池の貯水能力だけでも 125,100 m ³ (H20年4月1日現在) 有しており、全市民 (H24年12月31日現在 346,739人) に対して、少なくとも1日3リットルの飲料水を3日間給水可能な量を確保している。	③ 飲料水の確保 災害時の飲料水を確保するため、 <u>浄・受水場施設</u> 、災害用貯水タンク及び非常災害用井戸の整備を推進する。また、中高層住宅等においては、屋上や地下空間を利用した災害用貯水設備等の設置の促進に努める。 なお、本市では、 <u>浄・受水場施設</u> における配水池の貯水能力だけでも 125,100 m ³ (H20年4月1日現在) 有しており、全市民 (H20年1月1日現在 334,580 人) に対して、少なくとも1日3リットルの飲料水を3日間給水可能な量を確保している。

40	新: 2-65	<p>□必要な備蓄量の推定</p> <p>○当面の備蓄目標（「東京湾北部地震」への備え） 発災1日後の避難者数は、28,388人と予想されている。 本市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。 $28,388人 \times 1日3食 \times 1日分 = 約85,000食$</p> <p>○最終の備蓄目標（「関東平野北西縁断層帯地震」への備え） 発災1日後の避難者数は、70,143人と予想されている。 本市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。 $70,143人 \times 1日3食 \times 1日分 = 約210,000食$</p>	<p>□必要な備蓄量の推定</p> <p>○当面の備蓄目標（「東京湾北部地震」への備え） 発災1日後の避難者数は、28,388人と予想されている。 本市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。 $28,388人 \times 1日3食 \times 1日分 = 約85,000食$</p> <p>○最終の備蓄目標（「本市直下型地震」への備え） 発災1日後の避難者数は、70,143人と予想されている。 本市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。 $70,143人 \times 1日3食 \times 1日分 = 約210,000食$</p>
41	新: 2-65	<p>② 本市の備蓄計画 平成20年4月1日現在、本市の備蓄量は15万食となっており、当面の備蓄目標である「東京湾北部地震」に対する備蓄量は達成している。 最終の備蓄目標である「<u>関東平野北西縁断層帯地震</u>」に対する備蓄量約21万食については段階的に備蓄し、不足分については協定等による調達で対処するものとする。</p>	<p>② 本市の備蓄計画 平成20年4月1日現在、本市の備蓄量は15万食となっており、当面の備蓄目標である「東京湾北部地震」に対する備蓄量は達成している。 最終の備蓄目標である「本市直下型地震」に対する備蓄量約21万食については段階的に備蓄し、不足分については協定等による調達で対処するものとする。</p>

42	新： 2-66	<p>(1) 生活必需品等の確保 生活必需品は公的備蓄のほか、市民による備蓄や協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により埼玉県等に応援を要請する。 なおかつ、不足するときは、義援物資として広く援助を求める。協定業者にお願いする生活必需品に関しては、品目及び量についての計画を今後定めていく。 必要な量を求めるためには、以下のような方法で定めていく。</p> <p><input type="checkbox"/>生活必需品の備蓄量の推定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○当面の備蓄目標（「東京湾北部地震」への備え） 発災1日後の避難者数は28,388人と予想されている。 生活必需品の備蓄数量は、要避難者数のうち断水などによる家屋への直接的被害の無い避難者が、要避難者数全体の約9割程度と予想されていることから、自宅から生活必需品の持ち出しが困難な避難者数を、要避難者数全体の約3割として推定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛布（公的備蓄） 避難者数 28,388人の3割に当たる約9,500人分の備蓄を目標とする。 ・生活必需品等 避難所等で一時的に生活するために必要な肌着セット、タオルなどの生活必需品についても9,500人分の備蓄を目標とする。 <p>○最終の備蓄目標（「関東平野北西縁断層帯地震」への備え） 避難者数は70,143人と予想されている。 生活必需品の備蓄数量は、要避難者数のうち約5割程度の避難者が、自宅から生活必需品の持ち出しが困難であるとして推定した。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・毛布（公的備蓄） 避難者数 70,143人の5割に当たる約35,000人分の備蓄を目標とする。 ・生活必需品等 避難所等で一時的に生活するために必要な肌着セット、タオルなどの生活必需品についても約35,000人分の備蓄を目標とする。 </div>	<p>(1) 生活必需品等の確保 生活必需品の公的備蓄とともに、協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により埼玉県等に応援を要請する。 なおかつ、不足するときは、義援物資として広く援助を求める。協定業者にお願いする生活必需品に関しては、品目及び量についての計画を今後定めていく。 必要な量を求めるためには、以下のような方法で定めていく。</p> <p><input type="checkbox"/>生活必需品の備蓄量の推定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○当面の備蓄目標（「東京湾北部地震」への備え） 発災1日後の避難者数は28,388人と予想されている。 生活必需品の備蓄数量は、要避難者数のうち断水などによる家屋への直接的被害の無い避難者が、要避難者数全体の約9割程度と予想されていることから、自宅から生活必需品の持ち出しが困難な避難者数を、要避難者数全体の約3割として推定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛布（公的備蓄） 避難者数 28,388人の3割に当たる約9,500人分の備蓄を目標とする。 ・生活必需品等 避難所等で一時的に生活するために必要な肌着セット、タオルなどの生活必需品についても9,500人分の備蓄を目標とする。 <p>○最終の備蓄目標（「本市直下型地震」への備え） 避難者数は70,143人と予想されている。 生活必需品の備蓄数量は、要避難者数のうち約5割程度の避難者が、自宅から生活必需品の持ち出しが困難であるとして推定した。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・毛布（公的備蓄） 避難者数 70,143人の5割に当たる約35,000人分の備蓄を目標とする。 ・生活必需品等 避難所等で一時的に生活するために必要な肌着セット、タオルなどの生活必需品についても約35,000人分の備蓄を目標とする。 </div>
----	------------	---	---

43	新: 2-72	<p>(7) 消防団消防力の強化</p> <p>消防団は、地震災害時には常備消防と協力し、消防活動を行うとともに、平常時には地域住民に対して、出火の防止、初期消火等の指導を行うなど地域の防災活動の中核として重要な役割を担っている。一方、サラリーマン化及び高齢化が進行しており、団員確保が急務となっている。</p> <p>このため、地震災害時に対応できるよう、老朽化した分団車庫の建替え、移転等を行うとともに、分団消防車を計画的に更新整備していく。また、装備を充実し、ホース等の資器材についても増強し、整備を図る。</p> <p><u>また、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。</u></p>	<p>(7) 消防団消防力の強化</p> <p>消防団は、地震災害時には常備消防と協力し、消防活動を行うとともに、平常時には地域住民に対して、出火の防止、初期消火等の指導を行うなど地域の防災活動の中核として重要な役割を担っている。一方、サラリーマン化及び高齢化が進行しており、団員確保が急務となっている。</p> <p>このため、地震災害時に対応できるよう、老朽化した分団車庫の建替え、移転等を行うとともに、分団消防車を計画的に更新整備していく。また、装備を充実し、ホース等の資器材についても増強し、整備を図る。</p>
44	新: 2-76	<p>第5 災害時医療体制の整備</p> <p>首都圏において比較的切迫性が高いと考えられている「東京湾北部地震」が発生した場合、本市では死者9人、負傷者356人の発生が予想されている。また、本市において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「<u>関東平野北西縁断層帯地震</u>」が発生した場合には、死者が最大で880人、負傷者15,684人と、さらに大きな人的被害の発生が予想されている。</p> <p>市は、これら多数の負傷者に対し迅速かつ的確に救助や医療救護を実施する必要がある。</p> <p>大規模地震が発生した場合は、医療機関についても、施設の被災、ライフライン被災による影響、また特定の医療機関に負傷者が集中することなどにより、医療機能の低下や医薬品の不足なども予想されるため、本市は、地震災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、災害時要援護者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。</p> <p>次に、医療体制の整備を推進するための必要な施策について定める。</p>	<p>第5 災害時医療体制の整備</p> <p>首都圏において比較的切迫性が高いと考えられている「東京湾北部地震」が発生した場合、本市では死者9人、負傷者356人の発生が予想されている。また、本市において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「本市直下型地震」が発生した場合には、死者が最大で880人、負傷者15,684人と、さらに大きな人的被害の発生が予想されている。</p> <p>市は、これら多数の負傷者に対し迅速かつ的確に救助や医療救護を実施する必要がある。</p> <p>大規模地震が発生した場合は、医療機関についても、施設の被災、ライフライン被災による影響、また特定の医療機関に負傷者が集中することなどにより、医療機能の低下や医薬品の不足なども予想されるため、本市は、地震災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、災害時要援護者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。</p> <p>次に、医療体制の整備を推進するための必要な施策について定める。</p>
45	新: 2-77	<p>(3) 一般社団法人川越市医師会との協力</p> <p>本市は、<u>一般社団法人川越市医師会との間で「災害時の医療救護活動に関する協定」及び「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定」を締結しており、平常時における防災訓練への参加、災害時における医療救護班の派遣及び医薬品の備蓄管理について定められている。</u></p> <p>協定については、必要に応じて随時見直しを行う。</p> <p><input type="checkbox"/>医療救護班の役割</p>	<p>(3) 社団法人川越市医師会との協力</p> <p>本市は、<u>社団法人川越市医師会との間で「災害時の医療救護活動に関する協定」及び「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定」を締結しており、平常時における防災訓練への参加、災害時における医療救護班の派遣及び医薬品の備蓄管理について定められている。</u></p> <p>協定については、必要に応じて随時見直しを行う。</p> <p>また、本市は、市医師会が災害対策本部内（市役所本庁舎内）に設置する災害時医療救護マネジメントセンターの活動に協力し、災害時医療に関する連絡体制の強化を図る。</p> <p><input type="checkbox"/>医療救護班の役割</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者に対する応急処置 ・後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定 ・死亡の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者に対する応急処置 ・後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定 ・死亡の確認
46	新： 2-83	<div style="text-align: center;"> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%; margin: 2px auto;">6.1 防疫活動体制の整備</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%; margin: 2px auto;">6.2 防疫薬品・資機材の整備</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%; margin: 2px auto;">6.3 火葬場の整備</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%; margin: 2px auto;">6.1 防疫活動体制の整備</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%; margin: 2px auto;">6.2 防疫薬品・資機材の整備</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> </div>
47	新： 2-85	<p>6.3 火葬場の整備 【新斎場建設準備室】</p> <p>災害により死亡した者については遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬の実施を円滑に確保できる体制の整備は、以下の方策をもって推進する。</p> <p><u><方策></u> <u>(1) 火葬場の移転・更新</u></p> <p><u><内容></u> <u>(1) 火葬場の移転・更新</u> 現火葬場は老朽化していることに加え、火葬能力においても対応が困難なことから更新させる。 更新にあたっては、幹線道路からの排出入経路が住宅地及び繁華街を通らない区域に移転させる。</p>	(新規)
48	新：	■廃棄物仮置場の候補地	■廃棄物仮置場の候補地

2-92		名称	所在地	総面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	仮置可能量 (m ³)	名称	所在地	総面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	仮置可能量 (m ³)				
		小畔の里クリーンセンター	平塚新田 160	96,395	39,000	37,510	小畔の里クリーンセンター	平塚新田 160	96,395	25,100	50,200				
		旧西清掃センター敷地内	笠幡 3299-1	23,048	1,600	2,280	旧西清掃センター敷地内	笠幡 3299-1	23,048	360	720				
		塚下災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 3334	9,748	8,000	7,410	北久保災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 2630-1	9,565	8,500	17,000				
		合計	—	129,191	48,600	47,200	塚下災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 3334	9,748	8,000	16,000				
注) 平成 25 年 4 月現在						注1) 仮置可能量は、1ha 当たり 20,000m³のがれきの仮置きが可能として推定した。									
						注2) 平成 23 年 4 月現在。									
49	新: 2-95	(1) 応急仮設住宅の建設戸数の検討 本市が当面の対策目標としている「東京湾北部地震」による建物被害は、全壊数が 253 棟、半壊数が 2,062 棟、焼失数が 75 棟、最終的な対策目標としている「関東平野北西縁断層帯地震」による建物被害は、全壊数が 4,966 棟、半壊数が 18,085 棟となっている。 応急仮設住宅の建設戸数は、想定地震による建物被害の全焼、全壊又は滅失世帯の 3 割の範囲内として検討した。				(1) 応急仮設住宅の建設戸数の検討 本市が当面の対策目標としている「東京湾北部地震」による建物被害は、全壊数が 253 棟、半壊数が 2,062 棟、焼失数が 75 棟、最終的な対策目標としている「 本市直下型地震 」による建物被害は、全壊数が 4,966 棟、半壊数が 18,085 棟となっている。 応急仮設住宅の建設戸数は、想定地震による建物被害の全焼、全壊又は滅失世帯の 3 割の範囲内として検討した。									
■建物被害想定結果（棟）						■建物被害想定結果（棟）									
区分		想定地震		東京湾北部地震		関東平野北西縁断層帯地震		区分		想定地震		東京湾北部地震		本市直下型地震	
				全壊数		4,673 (5.6%)						全壊数		4,673 (5.6%)	
揺れ+液状化による被害		木造	半壊数		16,991 (20.3%)		木造	全壊数		214 (0.3%)		全壊数		4,966 (4.6%)	
			半壊数		1,935 (2.2%)			半壊数		1,935 (2.2%)		半壊数		16,991 (20.3%)	
		非木造	全壊数		293 (1.3%)		非木造	全壊数		39 (0.2%)		全壊数		293 (1.3%)	
			半壊数		1,094 (4.7%)			半壊数		127 (0.6%)		半壊数		1,094 (4.7%)	
計		全壊数		253 (0.2%)		4,966 (4.6%)		計		全壊数		253 (0.2%)		4,966 (4.6%)	

		半壊数	2,062 (1.9%)	18,085 (16.9%)
火災による被害	冬 18 時、風速 8m/s	焼失数	75 (0.1%)	—

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 19 年 9 月、埼玉県

■ 応急仮設住宅の建設戸数 (東京湾北部地震)

区分	全壊数 (棟)	世帯数 (世帯)		仮設住宅建設 戸数 (戸)	仮設住宅用地 (㎡)
		計			
木造建物	214	214	1,069	357	21,420
非木造建 物	39	780			
焼失建物	75	75			

注 1) 木造建物は 1 棟当たり 1 世帯、非木造建物は 1 棟当たり 20 世帯とした。
注 2) 1 戸当たりの用地面積を 60 ㎡ (建屋面積の 2 倍を想定) として算定した。

■ 応急仮設住宅の建設戸数 (関東平野北西縁断層帯地震)

区分	全壊数 (棟)	世帯数 (世帯)		仮設住宅建 設 戸数 (戸)	仮設住宅用地 (㎡)
		計			
木造建物	4,673	4,673	10,533	3,511	210,660
非木造建 物	293	5,860			

注 1) 非木造建物の世帯数を 1 棟当たりの 20 世帯とした。
注 2) 1 戸当たりの用地面積を 60 ㎡ (建屋面積の 2 倍を想定) とした。

		半壊数	2,062 (1.9%)	18,085 (16.9%)
火災による被害	冬 18 時、風速 8m/s	焼失数	75 (0.1%)	—

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 19 年 9 月、埼玉県
「川越市における直下型地震の被害想定調査等業務 報告書」
平成 10 年 3 月、東洋大学工業技術研究所

■ 応急仮設住宅の建設戸数 (東京湾北部地震)

区分	全壊数 (棟)	世帯数 (世帯)		仮設住宅建設 戸数 (戸)	仮設住宅用地 (㎡)
		計			
木造建物	214	214	1,069	357	21,420
非木造建 物	39	780			
焼失建物	75	75			

注 1) 木造建物は 1 棟当たり 1 世帯、非木造建物は 1 棟当たり 20 世帯とした。
注 2) 1 戸当たりの用地面積を 60 ㎡ (建屋面積の 2 倍を想定) として算定した。

■ 応急仮設住宅の建設戸数 (本市直下型地震)

区分	全壊数 (棟)	世帯数 (世帯)		仮設住宅建 設 戸数 (戸)	仮設住宅用地 (㎡)
		計			
木造建物	4,673	4,673	10,533	3,511	210,660
非木造建 物	293	5,860			

注 1) 非木造建物の世帯数を 1 棟当たりの 20 世帯とした。
注 2) 1 戸当たりの用地面積を 60 ㎡ (建屋面積の 2 倍を想定) とした。

50 新: (1) 防火体制の整備

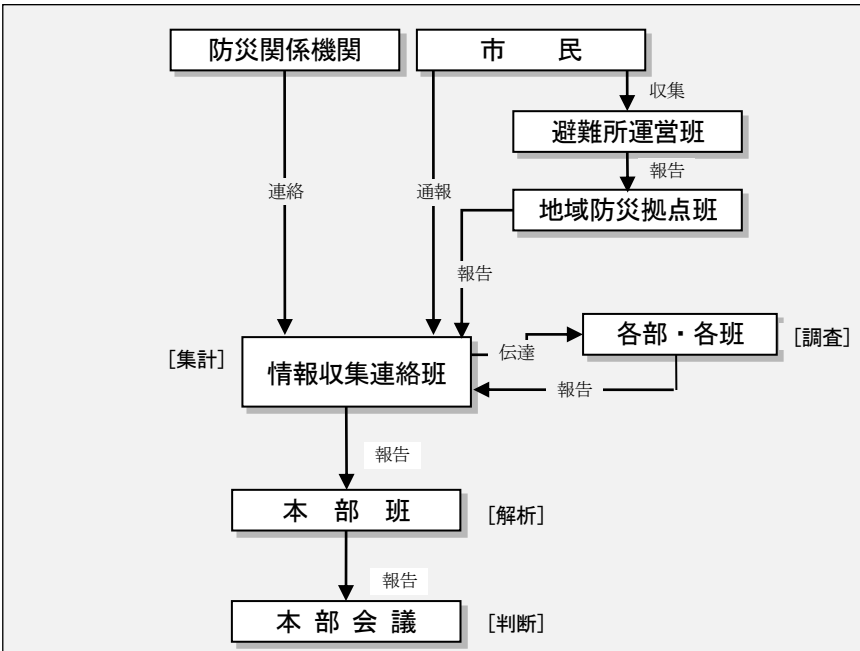
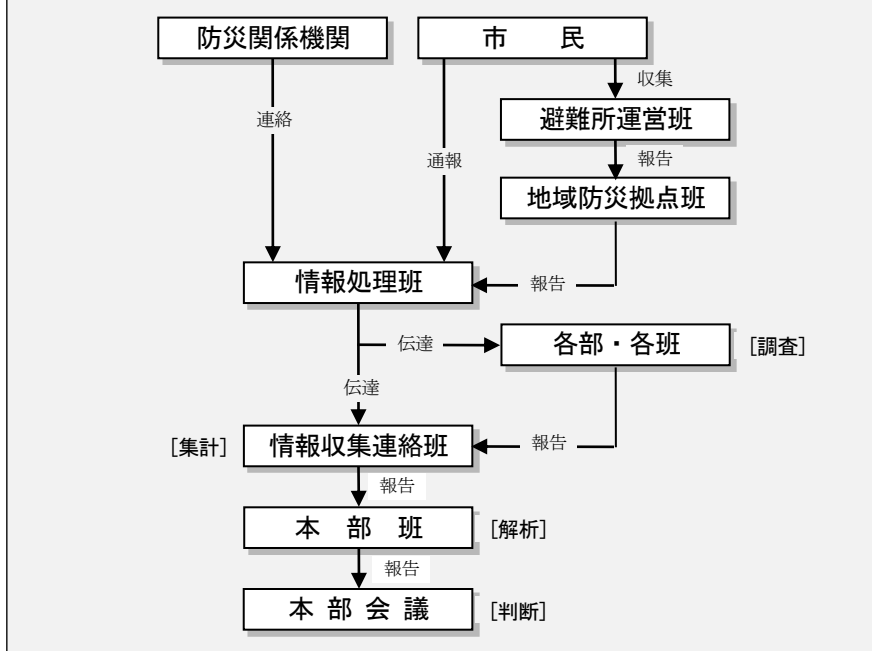
(1) 防火体制の整備

	2-98	(2) 防火施設等の整備強化 (3) 防火施設等の管理及び点検 (4) 災害発生時の緊急的保護体制づくり (5) その他の対策	(2) 防火施設等の整備強化 (3) 災害発生時の緊急的保護体制づくり (4) その他の対策
51	新: 2-99	(3) 防火施設等の管理及び点検 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会や市民団体等との早期連携 ・防火施設等の管理・点検・措置 </div>	(新規)
52	新: 2-107	(1) 地域の危険性の周知 震災時のシミュレーション結果等を示しながら、具体的な地域の危険性を周知する。 また、市民により市内で発災した災害の教訓が伝承されるように努める。	(1) 地域の危険性の周知 震災時のシミュレーション結果等を示しながら、具体的な地域の危険性を周知する。
53	新: 2-107	(2) 発災時の心得 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・食料、水、生活必需品等の備蓄、非常持出品の準備や家具の転倒防止対策等の予防・安全対策 ・様々な条件下での地震発生時にとるべき行動 ・避難所での行動、注意事項 ・災害時の家族での連絡体制 ・緊急地震速報の概要と受けた時の適切な対応行動 ・災害時要援護者や男女のニーズの違いについて配慮すべき事項 </div>	(2) 発災時の心得 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・食料、水の備蓄、非常持出品の準備や家具の転倒防止対策等の予防・安全対策 ・様々な条件下での地震発生時にとるべき行動 ・避難所での行動、注意事項 ・災害時の家族での連絡体制 ・緊急地震速報の概要と受けた時の適切な対応行動 ・災害時要援護者や男女のニーズの違いについて配慮すべき事項 </div>
54	新: 2-110	(2) 実施方法 本市の主催又は埼玉県との共催により防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て実施する。 なお、総合防災訓練は、 <u>原則</u> 2年に1回実施し、図上訓練と総合防災訓練を隔年で開催する。	(2) 実施方法 本市の主催又は埼玉県との共催により防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て実施する。 なお、総合防災訓練は、2年に1回実施し、図上訓練と総合防災訓練を隔年で開催する。
55	新: 2-111	□本市が主とする内容	□本市が主とする内容

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部等の設置運営訓練（非常参集訓練） ・災害情報の伝達収集、広報訓練 ・災害現地調査訓練 ・避難誘導訓練 ・帰宅困難者対策訓練 ・避難所、救護所運営訓練 ・道路応急復旧訓練 ・水防訓練 ・給水訓練 ・自主防災組織、自警消防隊等の活動支援訓練等 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部等の設置運営訓練（非常参集訓練） ・災害情報の伝達収集、広報訓練 ・災害現地調査訓練 ・避難誘導訓練 ・避難所、救護所運営訓練 ・道路応急復旧訓練 ・水防訓練 ・給水訓練 ・自主防災組織、自警消防隊等の活動支援訓練等 	
56	新： 2-116	<p>(1) 自主防災組織整備の考え方</p> <p>震災時に、本市は、組織の全機能を挙げて防災活動を行うこととなるが、道路及び橋梁の損壊等により活動能力の低下又は阻害が予想される。また、災害が広域にわたる可能性が高く、こうした場合に本市の限られた人員のみで災害に対処することは困難になることも予想される。</p> <p>このため、住民及び事業所は行政の防災活動に協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えをもち、災害発生初期における初期消火、人命救助、二次災害の防止や被害の軽減化、避難活動の推進など、自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。</p> <p>市は、市民の防災活動が各地域で効果的に行われるよう、地域ごとに自主防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の高揚と普及を進めていく。<u>その際、男女双方の視点に配慮した自主防災組織とするため、女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成に努める。</u></p>		<p>(1) 自主防災組織整備の考え方</p> <p>震災時に、本市は、組織の全機能を挙げて防災活動を行うこととなるが、道路及び橋梁の損壊等により活動能力の低下又は阻害が予想される。また、災害が広域にわたる可能性が高く、こうした場合に本市の限られた人員のみで災害に対処することは困難になることも予想される。</p> <p>このため、住民及び事業所は行政の防災活動に協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えをもち、災害発生初期における初期消火、人命救助、二次災害の防止や被害の軽減化、避難活動の推進など、自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。</p> <p>市は、市民の防災活動が各地域で効果的に行われるよう、地域ごとに自主防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の高揚と普及を進めていく。</p>	
57	新： 2-122	<p>(1) 災害時要援護者の状況把握及び情報の共有化</p> <p><u>災害時要援護者情報（所在、緊急連絡先、家族構成、介護状況等）を把握し、災害時要援護者の名簿を作成する。</u></p> <p>また、<u>平常時は災害時要援護者本人の同意を得て、名簿を自治会、自主防災組織、民生委員、福祉事務所、その他避難支援等の実施に携わる関係者に対して提供し、災害時要援護者情報の共有による連携を進める。名簿の提供にあ</u></p>		<p>(1) 災害時要援護者の状況把握及び情報の共有化</p> <p>災害時要援護者情報（緊急連絡先、家族構成等）の整理・保管による災害時要援護者の所在や介護状況を把握する。</p> <p>また、プライバシー保護に配慮し、自治会、自主防災組織、民生委員、福祉事務所等との災害時要援護者情報の共有化等による連携を進める。</p> <p>なお、災害時要援護者に関する個人情報の取扱いについては、以下のとおり</p>	

		<p>つては、市は名簿を受ける者に対して情報漏えい防止のために必要な措置をとる。</p> <p>なお、災害時要援護者に関する個人情報の取扱いについては、以下のとおり行う。</p>	<p>行う。</p>												
58	新: 2-136	<p>大規模地震による災害の特徴は、その広域性、同時多発性にある。県の被害想定調査によると、関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、本市の人的被害は死者数が最大で880人、重軽傷者数は約16,000人、建物被害は全壊棟数4,966棟、半壊棟数18,085棟と大きな被害が予想されている。</p> <p>災害対策の第一線に立つ本市としては、多岐・広範囲にわたる災害応急対策活動を、迅速かつ同時並行的に実施する必要がある。さらに、このような応急対策活動は、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる対策活動と、廃棄物対策、防疫・保健衛生活動、住宅の修理や仮設住宅の建設など、発災後ある程度の時間を経て、被害状況に応じて実施する対策活動に分けられる。</p> <p>そのため、本市は大規模地震発生後の災害応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するために、発災初期と救援期とに分けて、次に定める施策を策定する。</p>	<p>大規模地震による災害の特徴は、その広域性、同時多発性にある。本市が実施した防災マネジメントによると、本市直下型地震が発生した場合、本市の人的被害は死者数が最大で880人、重軽傷者数は約16,000人、建物被害は全壊棟数4,966棟、半壊棟数18,085棟と大きな被害が予想されている。</p> <p>災害対策の第一線に立つ本市としては、多岐・広範囲にわたる災害応急対策活動を、迅速かつ同時並行的に実施する必要がある。さらに、このような応急対策活動は、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる対策活動と、廃棄物対策、防疫・保健衛生活動、住宅の修理や仮設住宅の建設など、発災後ある程度の時間を経て、被害状況に応じて実施する対策活動に分けられる。</p> <p>そのため、本市は大規模地震発生後の災害応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するために、発災初期と救援期とに分けて、次に定める施策を策定する。</p>												
59	新: 2-144	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">「災害対策本部の設置・運営」</th> </tr> <tr> <th>事項</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 2.1 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (2) 設置場所 (3) 実施の責任者 (4) 設置の手順 (5) 閉鎖基準 (6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表 </td> <td> 本部班、職員班、管財輸送班、 関係各班 </td> </tr> </tbody> </table>	「災害対策本部の設置・運営」		事項	担当班	2.1 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (2) 設置場所 (3) 実施の責任者 (4) 設置の手順 (5) 閉鎖基準 (6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表	本部班、職員班、管財輸送班、 関係各班	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">「災害対策本部の設置・運営」</th> </tr> <tr> <th>事項</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 2.1 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (2) 設置場所 (3) 実施の責任者 (4) 設置の手順 (5) 閉鎖基準 (6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表 </td> <td> 本部班、職員班、管財輸送班、 関係各班 </td> </tr> </tbody> </table>	「災害対策本部の設置・運営」		事項	担当班	2.1 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (2) 設置場所 (3) 実施の責任者 (4) 設置の手順 (5) 閉鎖基準 (6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表	本部班、職員班、管財輸送班、 関係各班
「災害対策本部の設置・運営」															
事項	担当班														
2.1 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (2) 設置場所 (3) 実施の責任者 (4) 設置の手順 (5) 閉鎖基準 (6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表	本部班、職員班、管財輸送班、 関係各班														
「災害対策本部の設置・運営」															
事項	担当班														
2.1 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (2) 設置場所 (3) 実施の責任者 (4) 設置の手順 (5) 閉鎖基準 (6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表	本部班、職員班、管財輸送班、 関係各班														

		<p>2.2 災害対策本部の組織</p> <p>(1) 組織の運営</p> <p>(2) 組織編成</p> <p>(3) 各部班の分掌事務</p> <p>(4) 消防組合の分掌事務</p> <p>各班共通</p>		<p>2.2 災害対策本部の組織</p> <p>(1) 組織の運営</p> <p>(2) 組織編成</p> <p>(3) 各部班の分掌事務</p> <p>(4) 消防組合の分掌事務</p> <p>各班共通</p>	
		<p>2.3 災害対策本部運営の留意事項</p> <p>(1) 災害対策本部の弾力的運営</p> <p>(2) 災害救助法の適用要請</p> <p>(3) 応援部隊等の受入れ</p> <p>(4) <u>情報共有</u></p> <p>各班共通</p>		<p>2.3 災害対策本部運営の留意事項</p> <p>(1) 災害対策本部の弾力的運営</p> <p>(2) 災害救助法の適用要請</p> <p>(3) 応援部隊等の受入れ</p> <p>各班共通</p>	
60	新: 2-149	<p><u>(4) 情報共有</u></p> <p>災害対策本部の各班は、収集した情報を速やかに情報収集連絡班に報告し、 情報収集連絡班は取りまとめた情報を適宜、各班に伝達し、庁内における情報の共有化を図る。</p>		(新規)	
61	新: 2-179	<p>本節では、発災初期における災害応急対策活動について定める。</p> <p>発災初期とは、活動体制の確立後、災害情報の収集、被災住民の救助・救急活動、避難支援活動及び緊急輸送道路の確保等を主体とした活動時期とする(発災から3日程度を一応の目安とする)。</p> <p>災害の規模によっては、避難所の開設等において担当部班の要員が不足する場合があります、その際は、「本章 第1節『第1 配備体制と動員計画』」に基づき要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。</p> <p>本市に大きな被害をもたらすと考えられる「東京湾北部地震」や「<u>関東平野北西縁断層帯地震</u>」が発生した場合、本市のみでは十分な対応が困難と考えられるので、埼玉県、他市町、自衛隊等に対して迅速・的確な応援を求める。また、自主防災組織、ボランティアなどと積極的に連携し、よりきめ細かな災害応急対策の実施に努める。</p>		<p>本節では、発災初期における災害応急対策活動について定める。</p> <p>発災初期とは、活動体制の確立後、災害情報の収集、被災住民の救助・救急活動、避難支援活動及び緊急輸送道路の確保等を主体とした活動時期とする(発災から3日程度を一応の目安とする)。</p> <p>災害の規模によっては、避難所の開設等において担当部班の要員が不足する場合があります、その際は、「本章 第1節『第1 配備体制と動員計画』」に基づき要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。</p> <p>本市に大きな被害をもたらすと考えられる「東京湾北部地震」や「<u>直下型地震</u>」が発生した場合、本市のみでは十分な対応が困難と考えられるので、埼玉県、他市町、自衛隊等に対して迅速・的確な応援を求める。また、自主防災組織、ボランティアなどと積極的に連携し、よりきめ細かな災害応急対策の実施に努める。</p>	
62	新: 2-187	<p><u>□問合せの処理</u></p> <p>①「<u>情報収集連絡班</u>」は、市民からの問合せを受け付け、担当班へ取り次ぎを行う。</p>		<p><u>□問合せの処理</u></p> <p>①「<u>情報処理班</u>」は、市民からの問合せを受け付け、担当班へ取り次ぎを行うとともに、「<u>情報収集連絡班</u>」へ伝達する。</p>	

		<p>②「情報収集連絡班」は、把握した情報を集約し、「本部班」及び「広報班」に伝達する。(市民がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする。)</p> <p>③「本部班」及び「関係各班」は、市民に広報すべき情報、市民が欲していると判断した情報を「広報班」に伝達する。</p>	<p>②「情報収集連絡班」は、把握した情報を集約し、「本部班」及び「広報班」に伝達する。(市民がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする。)</p> <p>③「本部班」及び「関係各班」は、市民に広報すべき情報、市民が欲していると判断した情報を「広報班」に伝達する。</p>
63	新: 2-192	<p>3. 3 発災初期の被害状況の把握・伝達 (経過速報)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>概括的な被害程度の把握の後、「情報収集連絡班」は、各部班及び関係機関から被害状況の把握に努める。</p> <p>「本部班」は、把握した情報を『経過速報』として県(災害対策本部川越支部)(県に伝達できない場合は国(消防庁))に随時(おおむね2時間ごと)報告することにより応援体制の強化を求める。<u>ただし、市が甚大な被害を受け、被害状況を報告できなくなった場合には、埼玉県が自ら情報を収集する。</u></p>	<p>3. 3 発災初期の被害状況の把握・伝達 (経過速報)</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>概括的な被害程度の把握の後、「情報収集連絡班」は、各部班及び関係機関から被害状況の把握に努める。</p> <p>「本部班」は、把握した情報を『経過速報』として県(災害対策本部川越支部)(県に伝達できない場合は国(消防庁))に随時(おおむね2時間ごと)報告することにより応援体制の強化を求める。</p>
64	新: 2-194	<p>■被害情報等の収集</p>  <pre> graph TD A[防災関係機関] -- 連絡 --> C[情報収集連絡班] B[市民] -- 収集 --> D[避難所運営班] D -- 報告 --> E[地域防災拠点班] E -- 報告 --> C C -- 報告 --> F[本部班] F -- 報告 --> G[本部会議] H[各部・各班] -- 調査 --> I[情報収集連絡班] I -- 伝達 --> H J[各部・各班] -- 調査 --> K[本部班] K -- 報告 --> G </pre>	<p>■被害情報等の収集</p>  <pre> graph TD A[防災関係機関] -- 連絡 --> C[情報処理班] B[市民] -- 収集 --> D[避難所運営班] D -- 報告 --> E[地域防災拠点班] E -- 報告 --> C C -- 報告 --> F[情報収集連絡班] F -- 報告 --> G[本部班] G -- 報告 --> H[本部会議] I[各部・各班] -- 調査 --> J[情報処理班] J -- 伝達 --> I K[各部・各班] -- 調査 --> L[本部班] L -- 報告 --> G </pre>